

東吾妻町 都市計画マスタープラン



平成31年（2019年）3月
東吾妻町

町長あいさつ



東吾妻町は、平成 18 年 3 月によりよい豊かなまちづくりを目指して、旧東村と旧吾妻町が合併し、新町として誕生しました。

これまでの東吾妻町のまちづくりは、平成 20 年に策定した第 1 次東吾妻町総合計画に基づき取り組んで参りましたが、計画期間が終了することから、平成 30 年には「住民が誇りを持って暮らすまち～東吾妻 きみと あなたと～」を将来像とした第 2 次東吾妻町総合計画を策定し新たなまちづくりが動き出しています。

第 1 次東吾妻町総合計画の策定から 10 年が経過する中で、時代の変化とともに様々な課題が生じており、全国的な人口減少、少子高齢化や自治体の財政状況の悪化、道路・橋りょう・上下水道などの社会インフラの老朽化など、現在も進行をしています。

このような状況を踏まえた第 2 次東吾妻町総合計画で示した目指すべき将来像の実現にむけ、都市計画法に基づき策定する都市計画マスタープランは、都市づくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものであり、第 2 次東吾妻町総合計画に即し、東吾妻町の長期的な都市づくり、地域づくりを示した基本的な方針となっています。

東吾妻町都市計画マスタープランでは第 2 次東吾妻町総合計画の目指すべき姿を踏まえ、「自然ゆたかなみんなのふるさと 世代を超えていきいきと暮らせる 交流の町」を将来都市像として定めます。若い世代からお年寄りまで「世代を超えて」、医療の充実、防災力を高めて「安心していきいきと暮らせる」、町特有の自然環境、自然景観などを保全することにより、「自然ゆたかなみんなのふるさと」、地域間交流、観光、就労の活性化を図り「にぎわいと交流のまち」を目指していきます。

今後はこの指針に基づき、住民の皆様並びに事業者の皆様と協働してまちづくりを進めて参りたいと考えております。皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただきました住民の皆様をはじめ、熱心なご審議を賜りましたマスタープラン策定委員の皆様並びに関係機関の皆様にご心より感謝と御礼を申し上げます。

東吾妻町長 中澤 恒喜

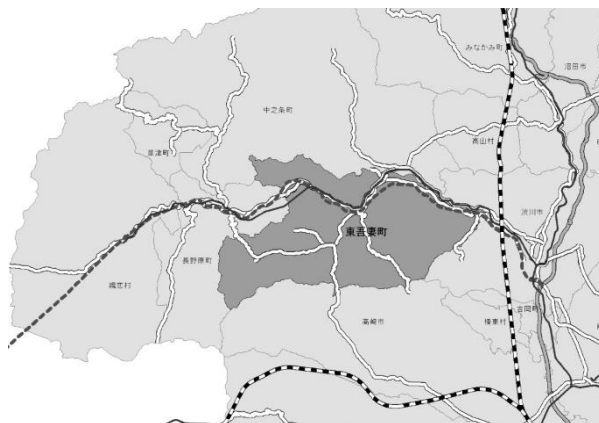
—目次—

第1章 計画の概要	1
1－1 計画策定の背景と目的	1
1－2 計画の目標年次と位置付け	2
第2章 東吾妻町の現況とまちづくりの課題	3
2－1 町の現況	3
2－2 住民意向	10
2－3 まちづくりの課題	13
第3章 目指すべき将来像	17
3－1 将来の都市像	17
3－2 まちづくりの目標	18
3－3 将来都市構造	20
第4章 分野別の整備・保全の方針	27
4－1 土地利用の方針	27
4－2 道路・交通体系の整備方針	33
4－3 公園・緑地の方針	38
4－4 上下水道・河川の方針	40
4－5 その他の公共施設の方針	41
4－6 都市環境の形成の方針	42
4－7 都市景観形成の方針	43
4－8 防災対策等の方針	44
第5章 地区別構想	45
5－1 地区区分の設定	45
5－2 都市計画区域内	46
5－3 都市計画区域外	59
第6章 今後のまちづくりの推進に向けて	72
6－1 推進体制の構築	72
6－2 事業手法の活用	73
6－3 計画の進行管理	74

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

東吾妻町（以下、「本町」）は、群馬県の北西部に位置しており、榛名山や岩櫃山、浅間隠山等の峰々が連なる山岳高原に囲まれた谷あいの町です。吾妻川をはじめとする河川沿いの平地に集落が形成されています。平成18年（2006年）3月27日よりよりよい豊かな町づくりを目指して、旧東村と旧吾妻町が合併して誕生しました。



本町のこれまでのまちづくりは、平成20年（2008年）に策定した最上位計画である第1次東吾妻町総合計画に基づき取り組んで参り、計画期間が終了

することから、平成30年（2018年）に第2次東吾妻町総合計画を策定しました。

第1次東吾妻町総合計画の策定から約10年が経過する中で、時代の変化とともに様々な課題が生じており、全国的なより一層の人口減少・少子高齢化の進展やこのようなことを背景にした自治体の財政状況の悪化、道路・下水道などのインフラの老朽化など、現在もなお、進行しているところです。

都市計画の分野においては、このような社会情勢の変化を受け、子どもからお年寄りまで誰もが安心・安全にその町で暮らし続けられるよう、持続可能な都市経営を実現するための手段として、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりが求められるようになり、法改正により制度が創設されました。

このようなことを踏まえ、第2次東吾妻町総合計画で示した目指すべき将来像の実現に向け、より一層の都市計画手法を用いたまちづくりの取り組むため、都市計画に関する基本的な方針を定める「東吾妻町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」）」を策定します。

1-2 計画の目標年次と位置付け

(1) 目標年次

本計画は、策定年次を平成30年度（2018年度）とし、概ね20年後の2038年を目標年次とします。また、社会情勢や住民意向の変化等により、適宜計画の見直しを行うものとします。

(2) 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、まちの将来像やまちづくりの基本的な方針を定める計画として、都市計画法第18条の2に位置づけられている計画です。

本計画は、国・県等の計画や構想、本町の上位計画である「東吾妻町第2次総合計画」等に即するとともに、関連する各種計画と整合・連携するものです。

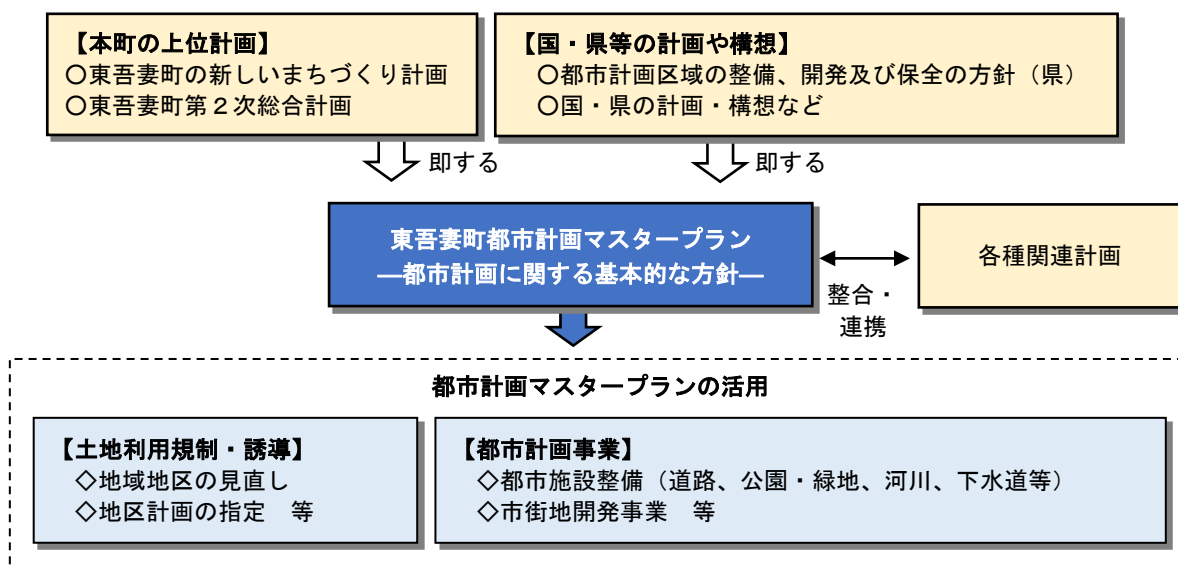


図 1-1 計画の位置づけ

第2章 東吾妻町の現況とまちづくりの課題

2-1 町の現況

(1) 人口・世帯

① 人口・世帯数等の推移

- 国勢調査によると、本町の平成27年（2015年）の総人口は14,033人であり、平成7年（1995年）以降一貫して減少しています。
- 1世帯当たり人員は、平成27年（2015年）では2.68人/世帯と年々減少しており、核家族化が進行しています。
- 年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）ともに人数、構成比とも一貫して減少傾向となっており、平成7年（1995年）と比較すると、年少人口は約1,600人減少、生産年齢人口は約3,400人減少となっています。
- 高齢者人口（65歳以上）は、平成7年（1995年）と比較すると構成比で12.3ポイントの増加となっており、高齢化が進んでいることが伺えます。

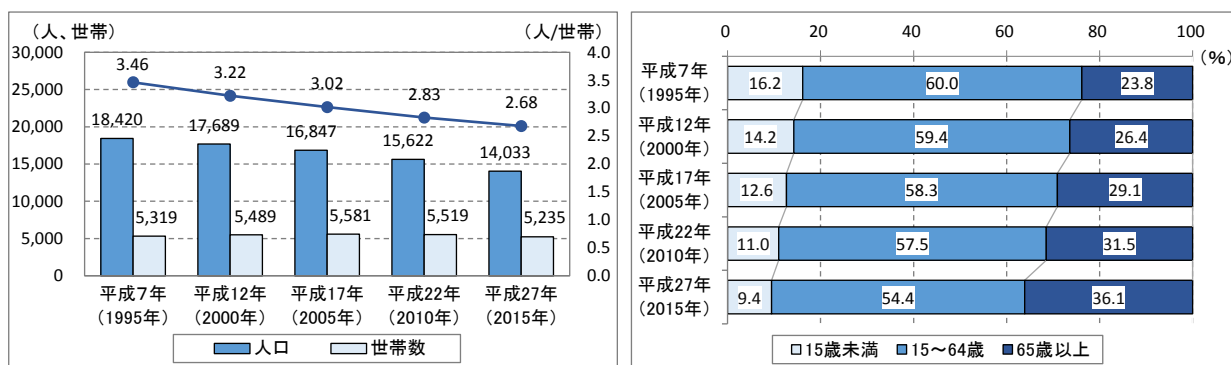


図 2-1 人口・世帯数等の推移

(資料：国勢調査)

② 将来人口の推計

- 国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の人口は2045年に6,295人まで減少すると予測されており、また、高齢化率は56.9%に至ると予測されています。

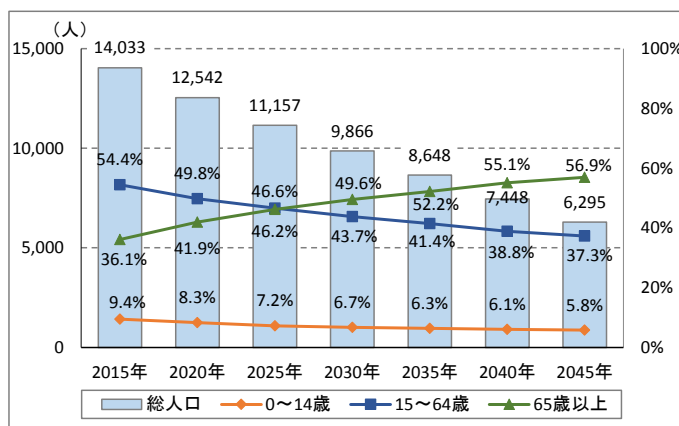


図 2-2 将来人口の推計

(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 土地利用

- 都市計画区域内の土地利用状況をみると、田・畑、山林等の自然的土地利用が約6割、住宅地・商業地等の都市的土地利用が約4割を占めています。
- 用途地域内の土地利用状況をみると、主にJR群馬原町駅南側に指定されている近隣商業地域では住宅系用地が約4割を占めています。
- 主にJR群馬原町駅北側の国道145号沿道に指定されている準工業地域では商業系用地が約3割を占めています。
- JR群馬原町駅南側の市街地に立地する町役場が移転したことより、大規模な未利用地が生じています。

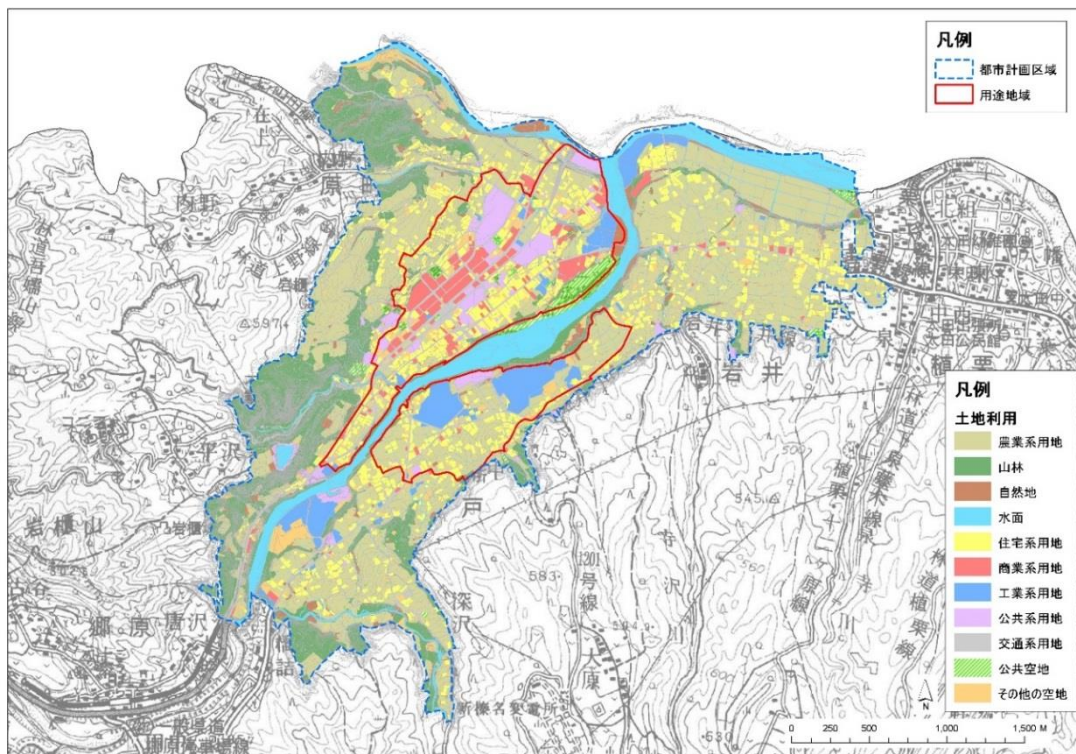


図 2-3 土地利用状況図

(資料：平成24年度都市計画基礎調査)

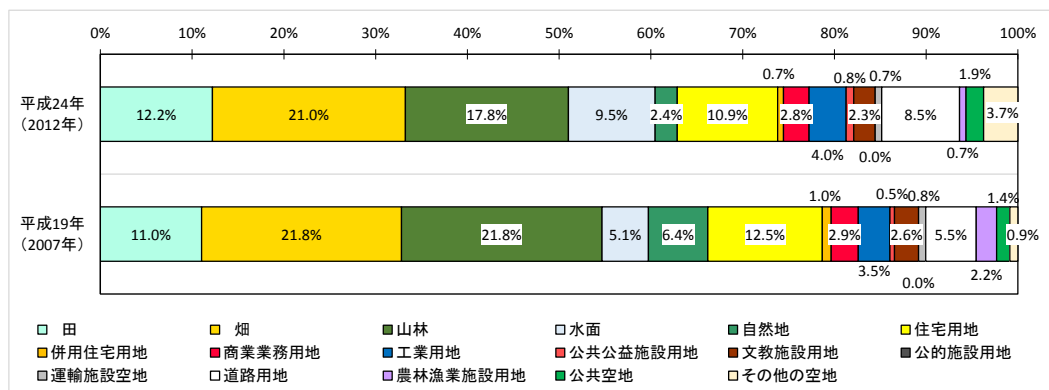


図 2-4 土地利用状況の変遷

(資料：平成24年度都市計画基礎調査)

(3) 都市施設

① 道路

- 現在、2025 年度の開通を目指して上信自動車道の整備が進められており、それにともない平成 27 年度（2015 年度）に都市計画道路の見直し検討を行い、現在 8 路線を指定しています。

② 公園・緑地

- 本町の公園は、都市公園が 4 箇所、その他の町営公園が 9 箇所存在しています。

表 2-1 公園一覧

分類	名称	開設年度
都市計画公園	あがつまふれあい公園	2010
都市公園	駅北 1 号街区公園	2007
	駅北 2 号街区公園	2009
	駅北 3 号街区公園	2009
公園	平高農村公園	不明
	箱島児童公園	不明
	おかのぼり公園	1999
	あづま親水公園	1998
	岩井親水公園	不明
	東吾妻町コミュニティ広場（山村広場）	1981
	原町天神山公園	不明
	原町桜公園	不明
	新巻農村公園	2002

（資料：東吾妻町公共施設等総合管理計画）

③ 上下水道

- 本町の水道事業は、東吾妻町上水道事業と東吾妻町簡易水道事業の 2 つの事業により、供給されています。また、町営水道の水源のひとつとして、日本名水百選に選ばれた箱島湧水が利用されています。
- 本町の汚水処理事業は、地域の状況に応じて、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽」を展開しています。平成 28 年度末（2016 年度：調査時点）の普及率は 66.06%となっています。

④ 河川

- 本町を代表する河川として、一級河川である「吾妻川」「温川」が存在しています。

(4) 公共交通

① 公共交通

- 本町にはJR吾妻線の4駅が位置しています。平成29年(2017年)4月以降、4駅全てが無人駅となっており、利用者数も減少傾向となっています。
- 本町の乗合バスは、現在4路線が運行しており、いずれの路線も平成20年(2008年)から比較すると減少傾向で推移しています。
- 中学校統合に伴い、平成27年(2015年)4月からスクールバスが運行されています。
- 東地区で、65歳以上の希望者を対象とした福祉バスが運行されています。

表 2-2 群馬原町駅の利用者数推移

年度	H18年 (2006)	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)
1日平均 (人)	613	583	587	558	555	544	543	540	494	488
伸び率 (%)	-	-4.9	0.7	-4.9	-0.5	-2.0	-0.2	-0.6	-8.5	-1.2

(資料：JR 東日本各駅の乗車人員)

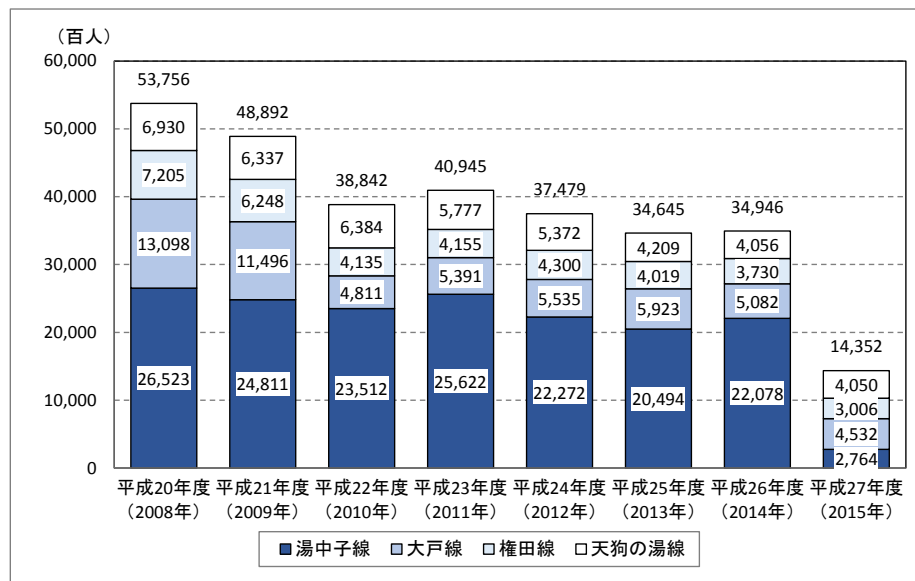


図 2-5 路線バスの状況

(資料：東吾妻町における路線バスとスクールバスの連携に関する調査検討)

(5) 都市環境

① 自然エネルギー利用の促進

- 循環型のまちづくり推進と環境への意識高揚を図るため、町民の自然エネルギー利用に関する支援事業を実施しています。

② 小水力発電事業

- 本町では、地球温暖化防止対策への貢献と再生可能エネルギー普及の促進を目的として、箱島湧水発電事業を実施しています。

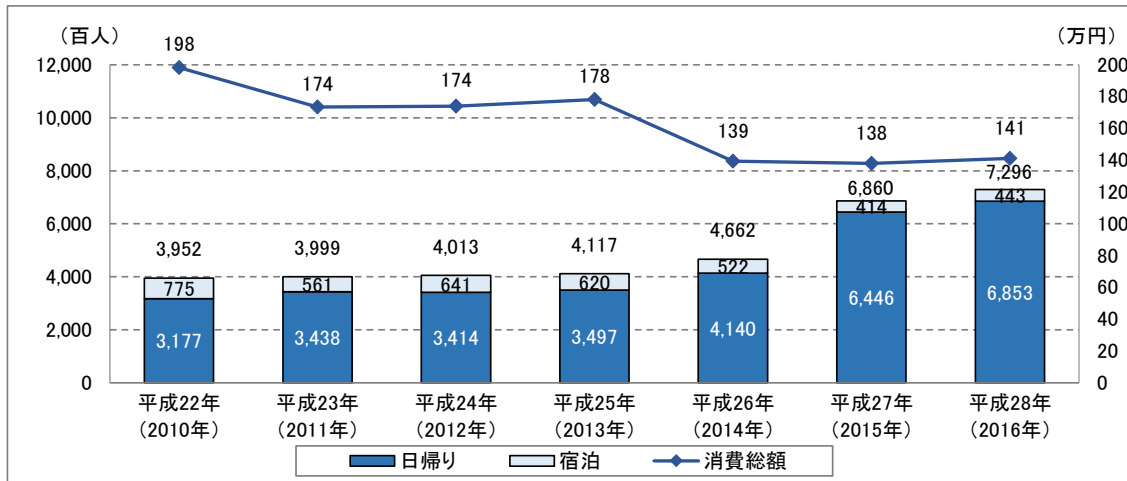
③ 空き家対策の実施

- 本町では、適正に管理されず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことを背景に、良好な住環境を維持するため、今後増加が見込まれる空き家に対して、除却・建て替えに関する助成事業を実施しています。

(6) 観光・文化

- 観光入り込み客数のうち、日帰り人数が増加傾向である一方、宿泊人数と消費総額は、平成22年(2010年)と比べて大きく減少しています。
- 国指定の名勝地である「吾妻峡」や真田幸村ゆかりの「岩櫃山」など、様々な資源が位置しています。

表 2-3 観光客数の推移



(資料：東吾妻町庁内資料)

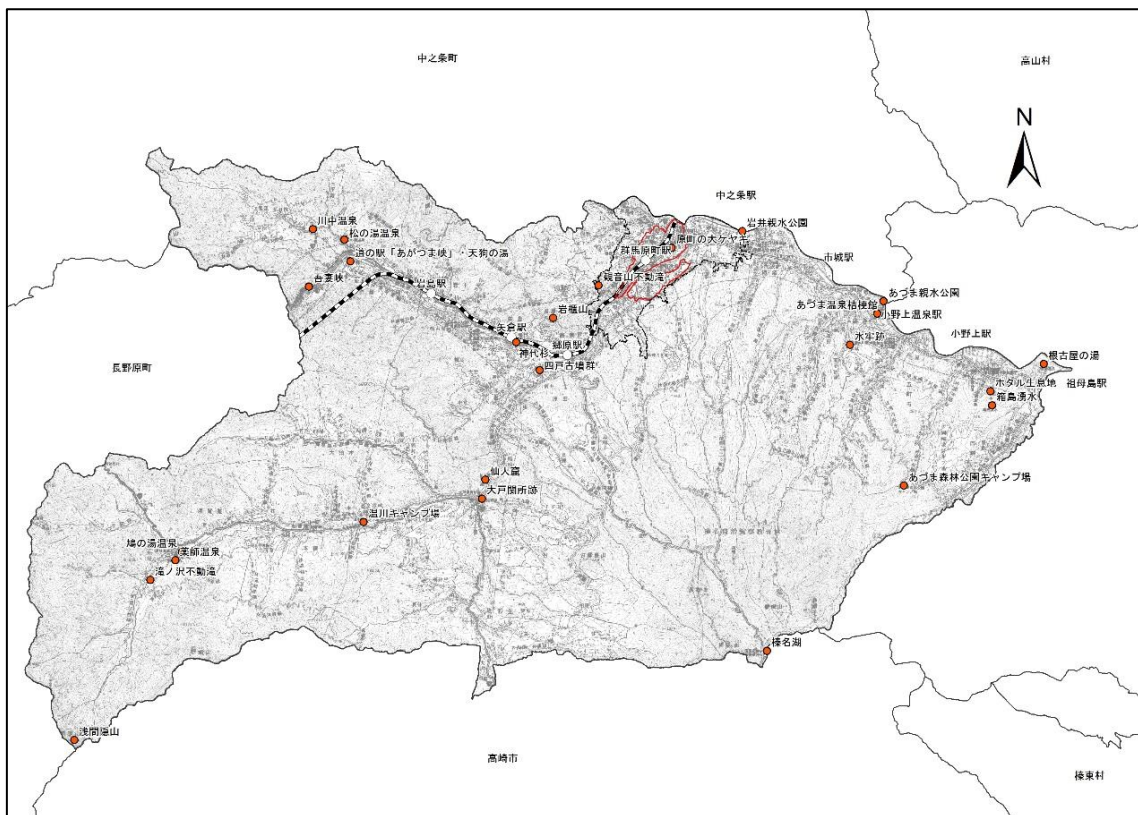


図 2-6 観光資源分布

(資料：東吾妻町ガイドブック等)

(7) 災害・防災

- 本町では、土砂災害警戒区域が現在 568 箇所指定されており、このうちの 503 箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。
- 平成 26 年（2014）には大雪による雪害が発生し、本町でも農業施設への被害や孤立集落の発生などの影響がありました。

表 2-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定箇所数

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	計
312	248	8	568	308	195	0	503

（資料：東吾妻町地域防災計画）

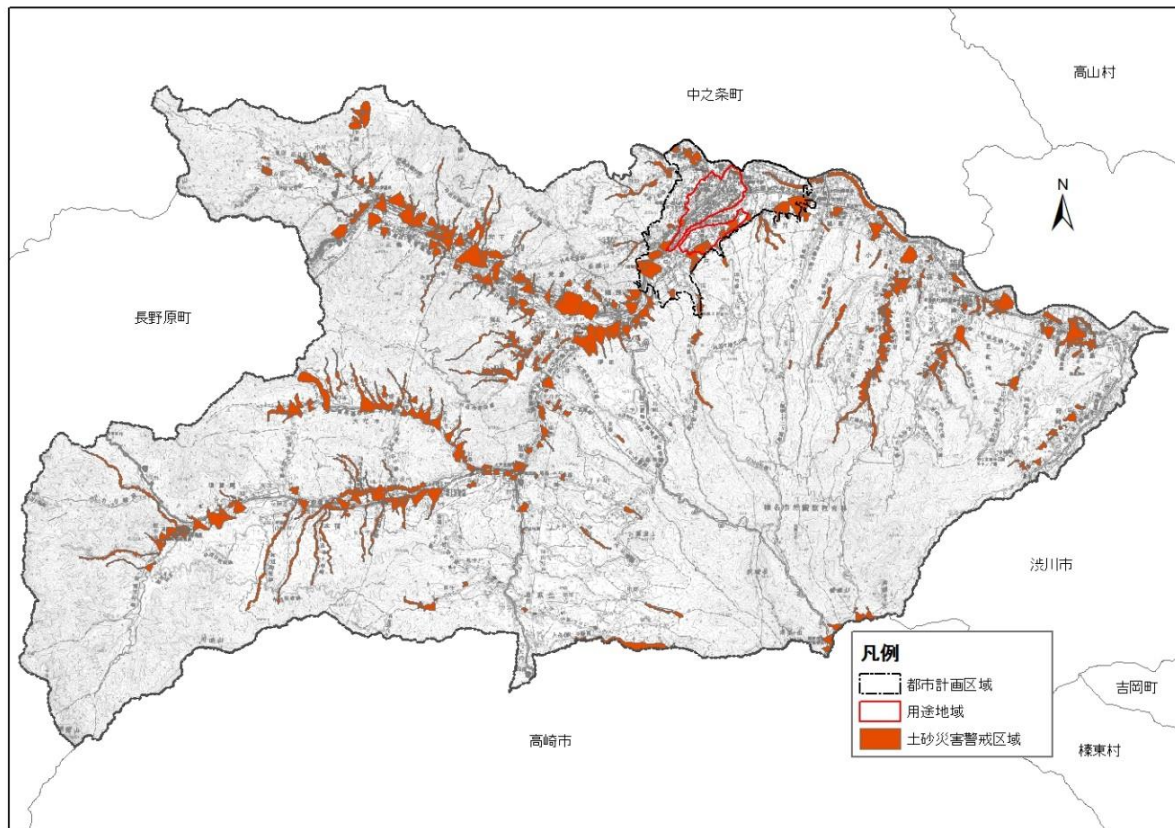


図 2-7 土砂災害警戒区域

（資料：国土数値情報）

2-2 住民意向

(1) 調査概要

本町で実施した3つのアンケート調査を活用し、町民の意見・意向の把握、分析を行いました。

① 町民を対象にしたまちづくりに関するアンケート

- 調査対象者 18歳以上の町民1,800名（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 配布日：平成29年（2017年）11月27日（月）
回収期限：平成29年（2017年）12月11日（月）
- 回収結果 回収数：836票
回収率：46.4%

② 中学生を対象にしたまちづくりに関するアンケート

- 調査対象者 本町内の中学3年生全員（113名）
- 調査方法 教育委員会を通じて調査を依頼し、中学校に調査票を配布
学校の教室内で生徒へ調査票を配布し、その場で回収
- 調査期間 依頼日：平成29年（2017年）11月27日（月）学校へ依頼
回収：平成29年（2017年）12月4日（月）回収
- 回収結果 回収数：105票
回収率：92.9%

③ 総合計画策定のための町民アンケートからの分析

「東吾妻町第2次総合計画」の策定に向けて、平成29年に実施した町民アンケート結果より、都市計画マスタープランに関連する事項を分析しました。

(2) 住民意向の分析

各調査結果から得た特性や意向を、都市計画マスタープランの分野別に整理します。

《意見の分類について》

○町民意見、▲総合計画調査の評価を活用、★年齢別の比較、■中学生意見

① 土地利用

分野	意見の比較・まとめ
住居系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定住促進や空き家対策に不満が高く、問題として認識されています。 ○ 定住促進は重要度も高く早急な対応が求められています。 ★ 若い世代向け住宅供給の取り組みが望まれています。
商業系	<ul style="list-style-type: none"> ○■日用品の買い物は、主に本町内で行なわれています。 ○ 買い回り品の買い物は県内他都市に依存されています。 ■ 買い回り品の買い物は自宅の近く以外の本町内が多く、行動範囲が狭くなっています。 ○■商業の活性化・本町の賑わいづくりが求められています。 ○ 商業施設の増加など、雇用創出に向けた取り組みが必要とされています。 ○ 生活利便性の向上に向けて、店舗の充実と賑わいづくりが望まれています。 ■ 買い物の便利さ、休日の遊び場の充実が望まれています。
工業系	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場・事務所の増加など、雇用創出に向けた取り組みが必要とされています。
自然的土地利用(農地、山林を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊休農地、山林の維持管理の対策に不満が高く、問題として認識されています。 ○ 豊かな自然環境は本町の自慢となっています。 ★ 自然や農地などを地域の自慢とする意識は若い年齢層で高く、保全への取り組みが望まれています。 ■ 最も良いところとして、緑豊かな田園や山林の風景が挙げられています。

② 都市施設

分野	意見の比較・まとめ
道路	▲ 生活道路の整備は、早急に解決すべき問題として挙げられます。
公共交通	○ 町民の交通手段は自動車等への依存度が高い状況です。 ○ 公共交通（鉄道、路線バス等）はあまり利用されていませんが、今後のまちづくりに必要な取り組みとして、公共交通の充実が挙げられています。 ▲ 公共交通の充実は、最も満足度が低く、早急に解決すべき喫緊な課題として挙げられます。 ■ スクールバスの利用が多くなっています。
公園	■ 公園の充実を求める意見が多くなっています。
下水道・合併浄化槽	▲ 満足度が高く、現在の取り組みを維持していくことが望まれています。
福祉系施設	○ 高齢化対策は最も重要度が高い施策であり、早急な対策が求められます。 ○ ■ 高齢者、障がい者等の福祉施設の充実など、高齢者にやさしいまちづくりへの取り組みが求められています。
子育て支援施設	○ 子育て支援は重要度が高い施策として挙げられています。 ○ ■ 今後のまちづくりに必要な取り組みに子育て支援の施設の充実が挙げられています。
医療施設	○ ■ 医療機関は本町内での行動が過半で、また、隣接市町との繋がりもみられます。 ○ 地域医療体制の充実は、早急に解決すべき問題として強い要望があります。

③ 都市環境

分野	意見の比較・まとめ
環境問題	▲ 満足度が比較的高く、現況の取り組みが評価されています。現在の取り組みを維持していくことが望まれています。

④ 都市景観

分野	意見の比較・まとめ
自然景観	■ 緑豊かな田園や山林の風景が評価されています。
歴史資源の景観	■ 歴史のある社寺や史跡などの風景が評価されています。

⑤ 防災対策

分野	意見の比較・まとめ
避難場所・避難路	○ 町民意識全体で見ると、大きな問題と捉えられていない傾向にあります。
自然災害	○ ■ 自然災害への意識は低く、問題としての認識は低い状況です。

2-3 まちづくりの課題

町の現況と住民意向の分析を踏まえて、本町のまちづくりの課題を、分野毎に以下のとおり整理します。

(1) 土地利用に関する課題

(町全域)

現況

- 自然的土地利用（農地、山林等）の減少
- 遊休農地、山林の維持管理対策への不満
- 上信自動車道の整備の進行
- 本町の自慢となっている豊かな自然環境の存在
- 山林・水辺等の自然環境の維持保全と活用の取り組みへの要望

課題

- **本町の象徴である農地や山林、水辺などの自然地の減少**
- **開発が見込まれる上信自動車道IC周辺の自然地の保全**

(都市計画区域内)

現況

- 本町の人口・世帯数の減少と高齢化の進行及び大幅な人口減少の予測
- 土地利用の大半は自然的土地利用
- 群馬原町駅北側の幹線道路沿道等への大規模商業店舗等の増加
- 群馬原町駅南口周辺の商業機能低下及び住宅地の増加
- 群馬原町駅南側の既成市街地にある町役場の移転

課題

- **人口動向を鑑みたコンパクトなまちづくりへの転換**
- **近年の町の動向と乖離している現在の土地利用状況**

(2) 道路・公共交通に関する課題

(道路)

現況
<ul style="list-style-type: none">○ 2025年度の開通を目指した上信自動車道及びICの整備○ 上信自動車道の整備を見据えた都市計画道路の見直し○ 地域内生活道路の整備・改善の要望



課題
<ul style="list-style-type: none">○ 本町の市街地と各地域を結ぶ幹線道路の未開通○ 不足する上信自動車道へのアクセス道路○ 将来の需要増加が見込まれる地域内の生活道路の整備

(公共交通)

現況
<ul style="list-style-type: none">○ JR吾妻線、乗合バスともに利用者が減少○ 公共交通が町民にあまり利用されていない実態○ 特定利用者が対象のスクールバス及び福祉バスの運行○ 高い自家用車の依存度



課題
<ul style="list-style-type: none">○ 将来需要が見込まれ維持が必要な中での電車・バス利用者数の減少○ 高齢化が進む中での自家用車の依存度の高さ

(3) 都市施設に関する課題

(公園・緑地)

現況
<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園が4箇所、その他の町営公園が9か所存在○ 吾妻川などの河川沿いに位置する親水公園が3か所存在



課題
<ul style="list-style-type: none">○ 公園・緑地毎の特徴を生かした利用促進及び適切な維持管理

(上下水道・河川)

現況
<ul style="list-style-type: none">○ 上水道は町水道事業と簡易水道事業によって運営○ 下水道は公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を展開○ 上下水道とも現在の取り組みの継続を要望○ 町内を通る一級河川として吾妻川、温川が存在



課題
<ul style="list-style-type: none">○ 給水人口の減少が見込まれる中での上下水道施設の維持・整備○ 自然災害による治水も見据えた河川環境の維持・整備

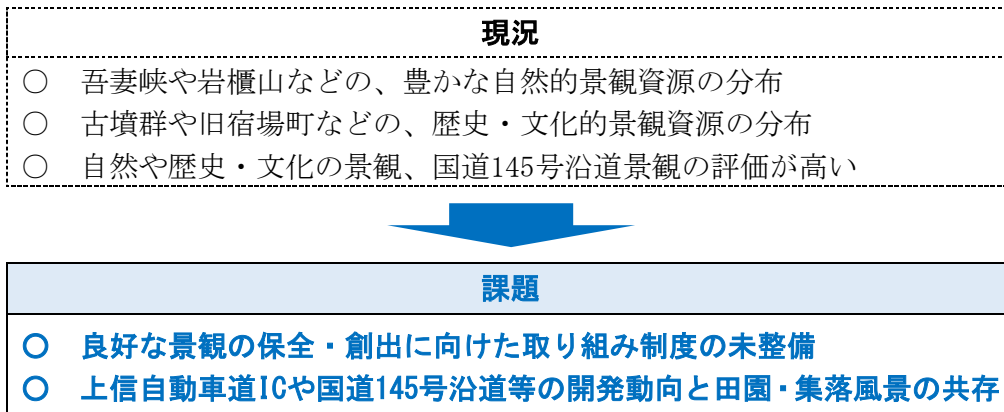
(4) 都市環境に関する課題

現況
<ul style="list-style-type: none">○ 自然エネルギー利用に関する支援事業の実施○ 小水力発電事業の実施○ 点在する空き家・空き地対策の実施○ 環境問題への取り組みの評価が高い

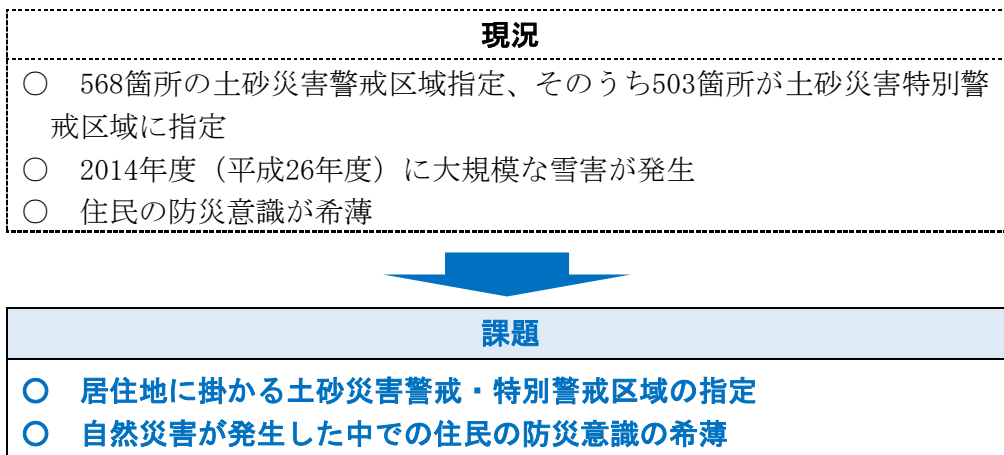


課題
<ul style="list-style-type: none">○ 再生可能エネルギーに関する取り組みの維持・拡充○ 将来増加することが見込まれる空き家・空き地対策の継続実施

(5) 都市景観に関する課題



(6) 防災に関する課題



第3章 目指すべき将来像

3-1 将来の都市像

東吾妻町の都市づくりの上位計画である「第2次総合計画」において定められた町が目指すべき姿『住民が誇りを持って暮らすまち～東吾妻 きみと あなたと～』をまちづくりの基本理念として共有していきます。

本計画ではその目指すべき姿を踏まえ、「自然ゆたかなみんなのふるさと 世代を超えていきいきと暮らせる 交流のまち」を将来都市像と定めます。

若い世代からお年寄りまで「世代を超えて」、医療の充実、防災力を高めて「安心していきいきと暮らせる」、本町特有の自然環境、自然景観などを保全することにより「自然ゆたかなみんなのふるさと」、地域間交流、観光、就労の活性化を図り「にぎわいと交流のまち」を目指します。

第2次
総合計画

町が目指すべき姿

住民が誇りを持って暮らすまち
～東吾妻 きみと あなたと～

実現のための都市像

本計画

将来都市像

自然ゆたかなみんなのふるさと
世代を超えていきいきと暮らせる 交流のまち

実現に向けた目標

目標
1

豊かな自然を活かし共生するまちづくり
関連分野…土地利用、景観、都市環境

目標
2

多世代が安全で安心に暮らせるまちづくり
関連分野…防災、都市施設

目標
3

地域特性を活かした産業振興による
活力あるまちづくり
関連分野…土地利用、都市施設

目標
4

住民が主体となった持続可能なまちづくり
関連分野…公共交通、土地利用、都市施設

3-2 まちづくりの目標

将来の都市像を目指すため、4つの目標を定めます。

目標 1

豊かな自然を活かし共生するまちづくり

関連分野：土地利用、景観、都市環境

- 町の特徴である豊かな自然やふるさとの美しい風景の維持・保全に努め、次世代に継承していきます。
- 生活環境の維持や自然環境への負荷を抑制するため、上水道・下水道施設の維持と整備に努め、良好な都市環境の形成を目指します。
- 安定的でクリーンなエネルギー供給により、自然環境への負荷の低減に配慮したまちを目指します。
- 自然と人が共生する区域、都市化を図る区域の明確化を図ることにより、自然と共存するライフスタイルの向上を目指します。
- 町の特徴である豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を活用し、東吾妻町の魅力としてブランド化を図り、町民が誇れ、人々が集まるまちを目指します。



目標 2

多世代が安全で安心して暮らせるまちづくり

関連分野：防災、都市施設

- 住み慣れた町で、子どもから高齢者までだれもが不自由なく日常生活を送ることができ、安心して快適に住み続けられるまちの形成を目指します。
- 総合的な消防・防災体制の確立・強化、災害防止に配慮した土地利用の誘導により、災害に強いまちづくりを進めます。

目標 3

地域特性を活かした産業振興による活力あるまちづくり

関連分野：土地利用、都市施設

- 上信自動車道の広域的な利便性を活かした交通体系の確立を図り、産業の集積、広域的な観光の振興、雇用の創出を促進し、産業振興による活力あるまちを目指します。
- 優良農地の保全と振興、森林資源の計画的な保全と活用により、町の基幹産業を育み、活力のあるまちを目指します。



目標 4

住民が主体となった持続可能なまちづくり

関連分野：公共交通、土地利用、都市施設

- JR群馬原町駅周辺を中心に都市機能の集積を図り、拠点形成するとともに、公共交通により地区との連携を強化し、まちが一体となる集約型都市構造の実現を目指します。
- 長期的な視点を持って、計画的な公共公益施設等の再配置、長寿命化等により、財政負担の平準化、低減に努め、将来にわたり行政サービスの持続を目指します。
- まちづくり計画への住民参加を推進し、町民主体のまちづくりを行うことで、町民・地域の連携・協働によるまちづくりを目指します。



3-3 将来都市構造

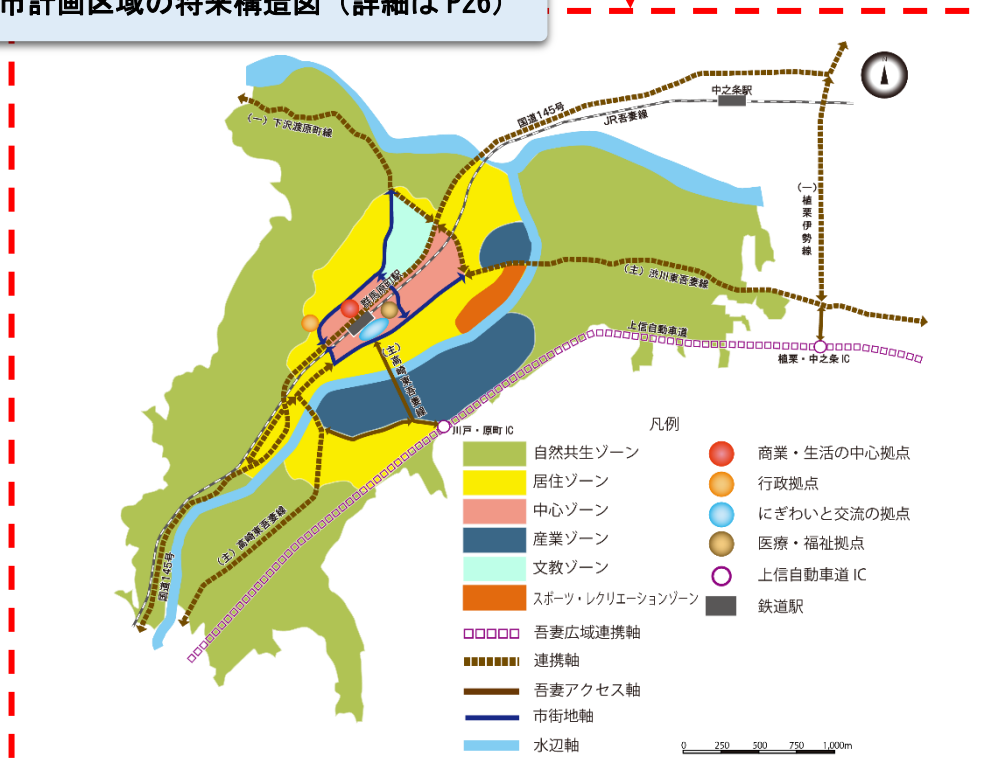
(1) 将来都市構造図の考え方

町の中心となる都市計画区域と、町全体の2段階にて設定します。町全体の将来都市構造図では、集約型都市構造を見据えて、都市計画区域と各地区拠点のネットワークを位置づけます。

東吾妻町全体の将来都市構造図（詳細はP23）



都市計画区域の将来構造図（詳細はP26）



(2) 東吾妻町全体の将来都市構造図

① 基本ゾーニング

土地利用ゾーニングの基本的な考え方は、「都市的な土地利用を促進する区域」と農業集落地等に位置する集落居住の「自然環境と共生する区域」、及び農地・森林・水辺等の「自然環境を維持・保全する区域」の区域区分を明確にします。

<自然環境保全ゾーン【都市計画区域外の山林等の自然地】>

- 豊かな自然環境の維持・保全を図り、多様性のある生態系の確保、自然の原風景の保全に努めます。

<農業保全ゾーン【都市計画区域外の農地】>

- 農地を貴重な財産として、保全・継承に努めます。

<農業・集落共生ゾーン【都市計画区域外の農地、集落地】>

- 自然環境、農業環境、居住環境との調和を図り、美しい風景の保全に努めます。

<都市形成ゾーン【都市計画区域】>

- 都市計画区域を位置づけ、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図りながら、広域的な利便性を活かし、持続・発展する都市を形成します。

② 骨格となる軸

広域的に主要都市を結ぶ「吾妻広域連携軸」、主に近隣都市、町内の地区を結ぶ「連携軸」の区分を明確にします。さらに、町の特徴である水辺環境の軸を明確にします。

<吾妻広域連携軸【上信自動車道】>

- 関越自動車道と上信越自動車道を連携する上信自動車道を位置づけます。群馬県内の広域的ネットワークを形成します。

<連携軸【鉄道、国道、主要地方道、一般県道、町道】>

- 町の広域的な骨格を形成する鉄道、国道や主要地方道の幹線道路を位置づけ、都市間連携を図る役割を担います。
- 各拠点間を結び地区内の連携交流を担う軸として、一般県道、町道を位置づけ、各地区間の連携、防災機能の向上、産業、生活等を支える役割を担います。

＜水辺軸【吾妻川、温川（ともに一級河川）】＞

- 町の自然環境を代表する吾妻川、温川を位置づけます。水辺環境の持つ機能を効果的に発揮させるためのネットワークの軸を形成します。
- 潤いを感じることでできる身近な親水空間の役割を担います。

③ 拠点

＜地区拠点【支所・出張所周辺などの中心地】＞

- 支所・出張所周辺などを地区の中心地に位置づけ、既存の都市機能の活用により、地区の生活利便性を高め、日常生活や様々な活動の拠点、地区の特性を活かした個性的で魅力ある拠点を形成します。

＜交流拠点【観光地・温泉地】＞

- 岩櫃山や吾妻峡等の観光地・温泉地を交流拠点として位置づけ、町特有の温泉資源・歴史・文化を活かし、にぎわいのある拠点を形成します。また、町内に通る八ッ場ダムの管理用道路をハイキングコース等として活用することで、拠点形成に寄与します。

東吾妻町全体の将来都市構造図

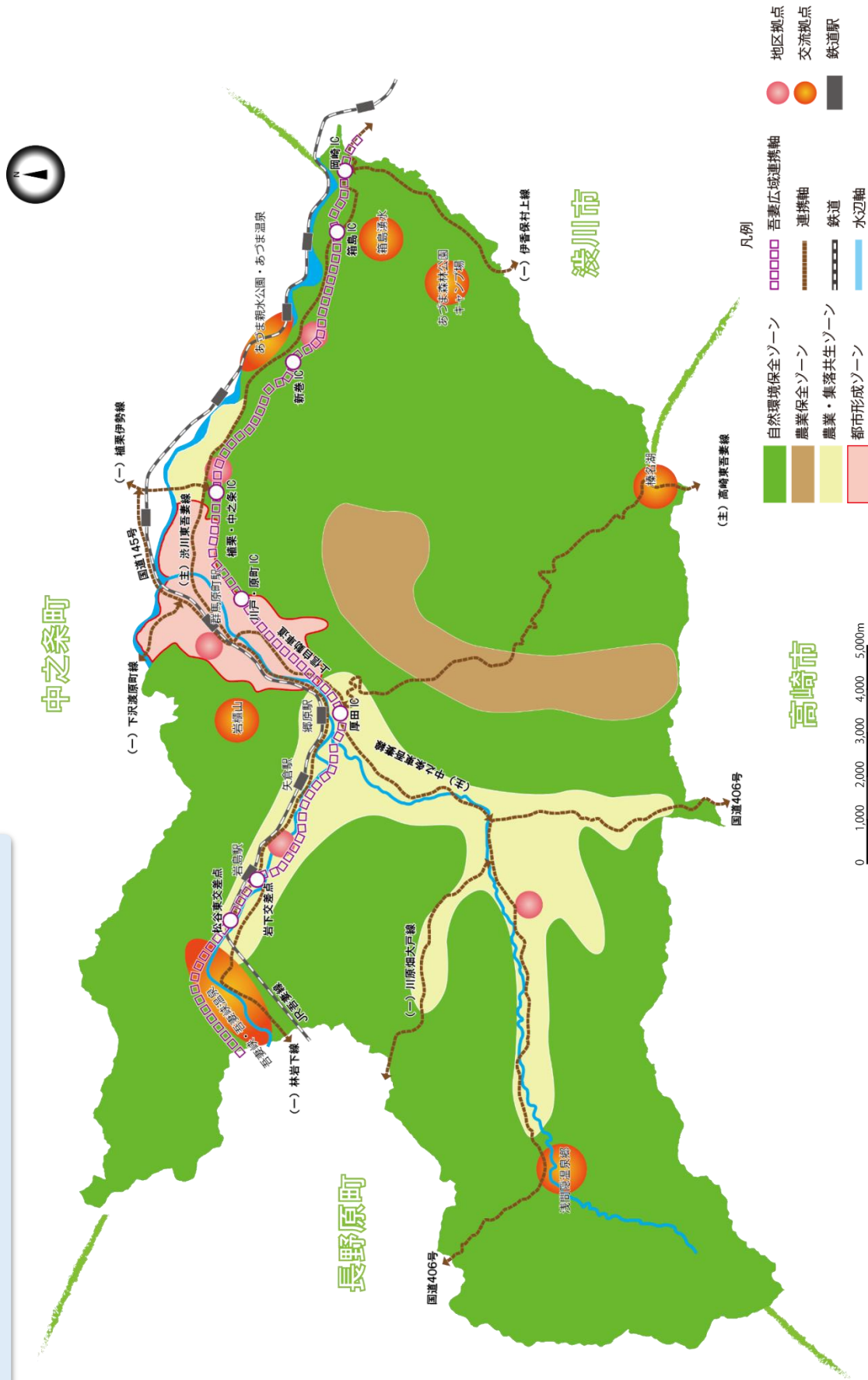


図 3-1 将来都市構造図 (町全域)

(3) 都市計画区域の将来都市構造図

① 基本ゾーニング

<自然共生ゾーン【用途地域外】>

- 農地や森林、水辺等の自然環境と集落地の生活環境を維持し、自然と人が共生するゾーンを形成します。

<居住ゾーン【用途地域内の住宅地】>

- 生活に必要な都市基盤が整った、誰もが安全で安心して暮らしやすい居住環境のゾーンを形成します。

<中心ゾーン【JR群馬原町駅、国道145号を中心に、各種都市軸に囲まれたエリア】>

- 都市機能が集積し、生活と都市活動の中心を担うゾーンを形成します。

<産業ゾーン【工業系用途地域】>

- 地域の活力・経済を支える産業施設等が集積するゾーンを形成します。

<文教ゾーン【東吾妻中学校、原町小学校、はらまちこども園、はらまち保育所周辺】>

- 東吾妻中学校、原町小学校、はらまちこども園、はらまち保育所周辺を位置づけ、現在の機能が十分に発揮できる環境を維持するとともに、公共交通、地域生活との連携強化を図ります。

<スポーツ・レクリエーションゾーン【東吾妻町スポーツ広場周辺】>

- 東吾妻町スポーツ広場周辺を位置付け、町民のスポーツ・レクリエーションの活動場所として形成します。

② 骨格となる軸

<吾妻アクセス軸【都市計画道路、県道、町道】>

- 上信自動車道と中心拠点、連携軸との交通体系を強化する軸として位置づけ、産業振興、生活利便性向上を図る役割を担います。

<市街地軸【県道、町道】>

- 町の中心ゾーンの骨格を形成するとともに、JR群馬原町駅の周辺市街地を連絡する軸を位置づけます。町の中心地における生活・都市活動を支える役割を担います。

③ 拠点

<商業・生活の中心拠点【JR群馬原町駅北側周辺】>

- JR群馬原町駅北側周辺及び国道145号沿道を位置づけます。商業施設、生活利便施設が集積する町民の買い物、日常生活の中心を担う地域を形成します。

<にぎわいと交流の拠点【JR群馬原町駅南側周辺】>

- JR群馬原町駅南側周辺を位置づけます。JR群馬原町駅南口や旧町役場庁舎跡地を活用し、町民（団体）が集い、活動できる拠点など、ニーズを踏まえた複合型拠点を形成します。

<行政拠点【町役場】>

- 町役場を位置づけ、行政の中心になるとともに、災害時の防災活動の拠点としての役割を担います。

<医療・福祉拠点【原町赤十字病院周辺】>

- 原町赤十字病院周辺を位置づけます。病院を中心にし、周辺には医療、福祉、健康づくりに関連する施設等が集積する拠点を形成します。

都市計画区域の将来都市構造図

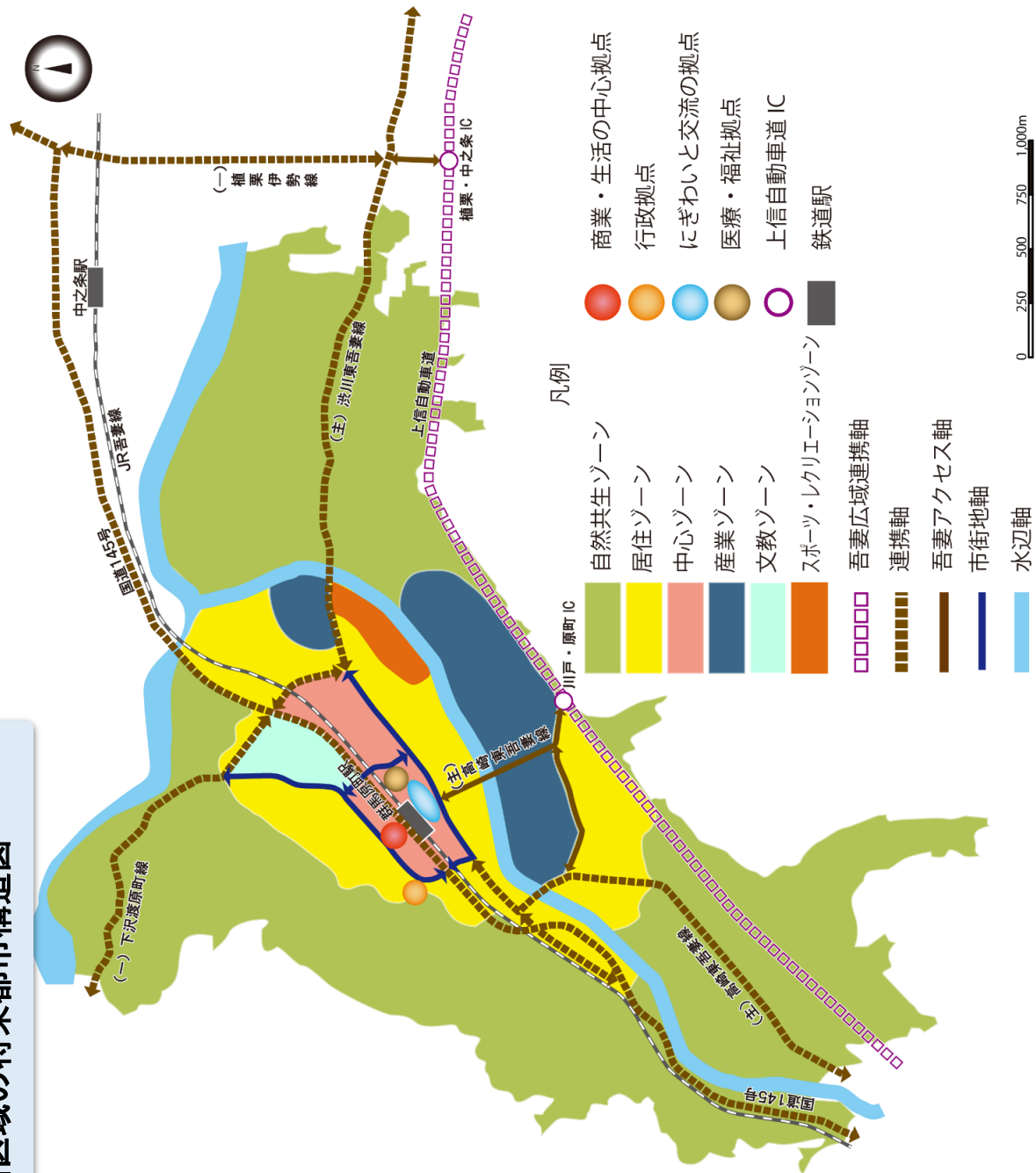


図 3-2 将来都市構造図 (都市計画区域)

第4章 分野別の整備・保全の方針

4-1 土地利用の方針

(1) 基本方針

- 今後の人口減少を踏まえ、原則として市街地の拡大を抑制します。
- 市街地内においては、各種都市機能や住商工などの土地利用がバランスよく配置された、コンパクトな市街地形成と生活利便性の高い、歩いて暮らせる街なか居住を促進します。
- 商業系市街地においては、JR群馬原町駅の南北で、それぞれの役割を担う特色ある商業地の形成を図ります。
- 市街地外においては、山林や農地などの豊かな自然環境や集落の居住環境の維持・継承を図ります。

表 4-1 土地利用分類と将来都市構造の関係

土地利用分類		将来都市構造図 ゾーニング	都市形成ゾーン (都市計画区域)					農業・集落共生ゾーン	農業保全ゾーン	自然環境保全ゾーン
			用途地域内				用途地域外			
			中心ゾーン	居住ゾーン	産業ゾーン	スポーツ・レクリエーションゾーン	文教ゾーン			
①住宅エリア	用途地域内 住宅地	J R 群馬原駅北側住宅地	○							
		J R 群馬原駅南側住宅地	○							
		その他住宅地		○						
	集落地						○	○		
②商業エリア	J R 群馬原駅北側商業地		○							
	J R 群馬原駅南側商業地		○							
③工業エリア	用途地域内工業地			○						
	用途地域外工業地						○			
④文教エリア						○				
⑤スポーツ・レクリエーションエリア					○					
⑥農地エリア							○	○	○	
⑦山林エリア							○			○

(2) 土地利用分類と整備・保全の方針

① 住宅エリアの方針

<用途地域内住宅地>

- まとまりのある低未利用地等を活用し、高齢者に対応したケア付き住宅や多世代交流住宅等の福祉系住宅、防犯対策を施した子育て世代に安心な住宅地など、民間と連携して時代のニーズに応じた特色のある住宅市街地づくりの展開を図ります。

【JR群馬原町駅北側住宅地】

- 駅北土地区画整理事業が行われた住宅地は、都市基盤が整った良好な住環境を維持するとともに、中低層の建築物が主となる住宅地の形成を誘導します。

【JR群馬原町駅南側住宅地】

- JR群馬原町駅南側の住宅地は、鉄道駅及び各種の都市拠点の至近に位置する生活利便性の高い住宅市街地となるよう土地利用の整序に努め、街なか居住を促進します。

【その他住宅地】

- 上記以外の用途地域内の住宅地は、戸建て低層住宅を中心とした住宅地の形成を誘導し、生活道路における狭あい道路の解消や道路ネットワークの確保、住民の憩いとコミュニティ形成の場となる公園・広場等の設置に努め、住環境の維持と改善を図ります。

<集落地>

- 用途地域外に集積がみられる集落居住地は、周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生する集落における居住環境の維持に努めます。
- 既存の集落環境を維持していくため、生活道路や給水・排水施設等の生活基盤の整備改善及び維持管理を適切に行い、生活環境や地域の防災環境の維持に努めます。
- 先人より生まれ、培われてきた各集落における固有の文化や生活様式、地域コミュニティ、歴史文化の景観などを維持し、後世への継承に努めます。
- 各集落に立地する公共施設や店舗等の生活利便施設を拠点に、生活・地域コミュニティの中心となる場を確保します。また、市街地や主要施設間の公共交通ネットワークの充実を図り、集落における生活利便性の確保に努めます。

② 商業エリアの方針

<JR群馬原町駅北側商業地>

- 国道 145 号沿道を中心に形成される商業地は、本町の新たな中心商業地として位置づけ、町民の生活・買い物の拠点となるとともに、国道を往来する自動車交通にも対応した沿道商業施設・サービス機能の立地を誘導します。
- 国道 145 号はJR群馬原町駅北側の駅前広場が沿道に位置していることや、周辺観光地に向かう高速バスや観光バス・マイカー等の車両が通行することから、観光ニーズにも対応する商業施設の集積や町の魅力を発信する沿道景観づくりを誘導します。

<JR群馬原町駅南側商業地>

- JR群馬原町駅南側の商業地は、駅前から旧町役場庁舎跡地にかけて、「にぎわいと交流の拠点」の位置づけにふさわしい、“町の顔”となるにぎわいと魅力ある空間づくりを目指します。
- JR群馬原町駅前には、町外からの来訪者をもてなす空間として、民間と連携した新たな商業機能の拡充に努めます。
- 旧来から沿道型商業地が形成されている県道沿いを中心とした商業地は、空き店舗や住宅に改築された建物等が散在している状況です。人口減少等による今後の買い物需要などを考慮し、商業系土地利用の適切な活用と土地利用の整序を検討します。

③ 工業エリアの方針

<用途地域内工業地>

- 吾妻川沿岸に立地する産業系施設は、既存の産業活動の環境を維持していくとともに、操業・就労等の機能拡充に必要な場合には、産業系用途地域内における土地利用拡大を適切に誘導します。
- 上信自動車道川戸・原町ICの設置に伴う広域的な交通アクセスの向上を活かし、本町の雇用を創出する新たな産業系施設の誘致を吾妻川沿岸の工業系用途地域内に誘導します。
- 工業地における緑化を促進し、周辺環境との調和に努めます。

<用途地域外工業地>

- 今後も工業環境の維持・保全を図るとともに、周辺環境との調和に努めます。

④ 文教エリアの方針

- 東吾妻中学校、原町小学校、はらまちこども園といった学校教育施設や、はらまち保育所といった子育て支援施設が集積するゾーンを位置づけ、各施設の適切な維持管理とともに、防災防犯に対する安全性を確保します。
- 通学路の歩行空間確保や防犯灯の設置など、学校周辺環境の安全性を確保します。

⑤ スポーツ・レクリエーションエリアの方針

- 町民のスポーツ・レクリエーションの活動場所として、東吾妻町スポーツ広場周辺地を適切に維持保全します。

⑥ 農地エリアの方針

- 都市計画区域の用途地域外及び都市計画区域外に位置する一団の農地は、本町の経済を担う産業の1つとして、また、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。
- 農業の生産性を高めるための農業生産基盤の整備、改善を必要に応じて進めていきます。
- 農地や農産物を活かした観光・レクリエーション、地域交流、地産地消、食農食育の場として、農地を活用します。また、食味値の高いお米やイチゴ、リンゴ等の町内有数の作物を活用した6次産業の創出・拡大に取り組み、荒廃農地の発生抑制等に寄与します。

⑦ 山林エリアの方針

- 町域の大半を占めている山林は、保安林や地域森林計画対象民有林などの法的な規制に基づき、維持保全を図ります。
- 山林等の自然環境の保全を図るとともに、それぞれの地域特性に応じ、観光・レクリエーション、景勝地などの自然と親しむ場として活用を図ります。

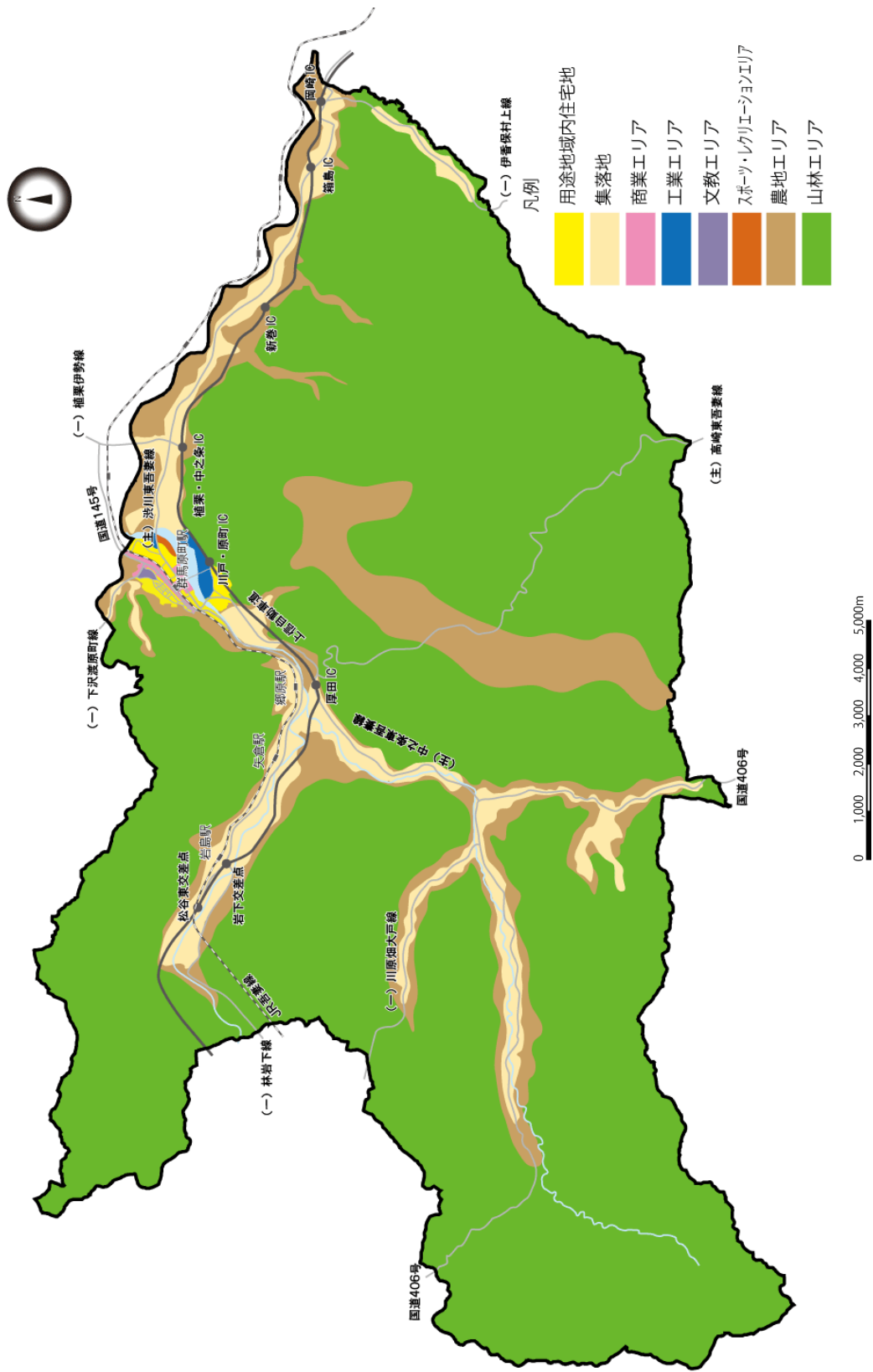


図 4-1 土地利用方針図 (町全域)

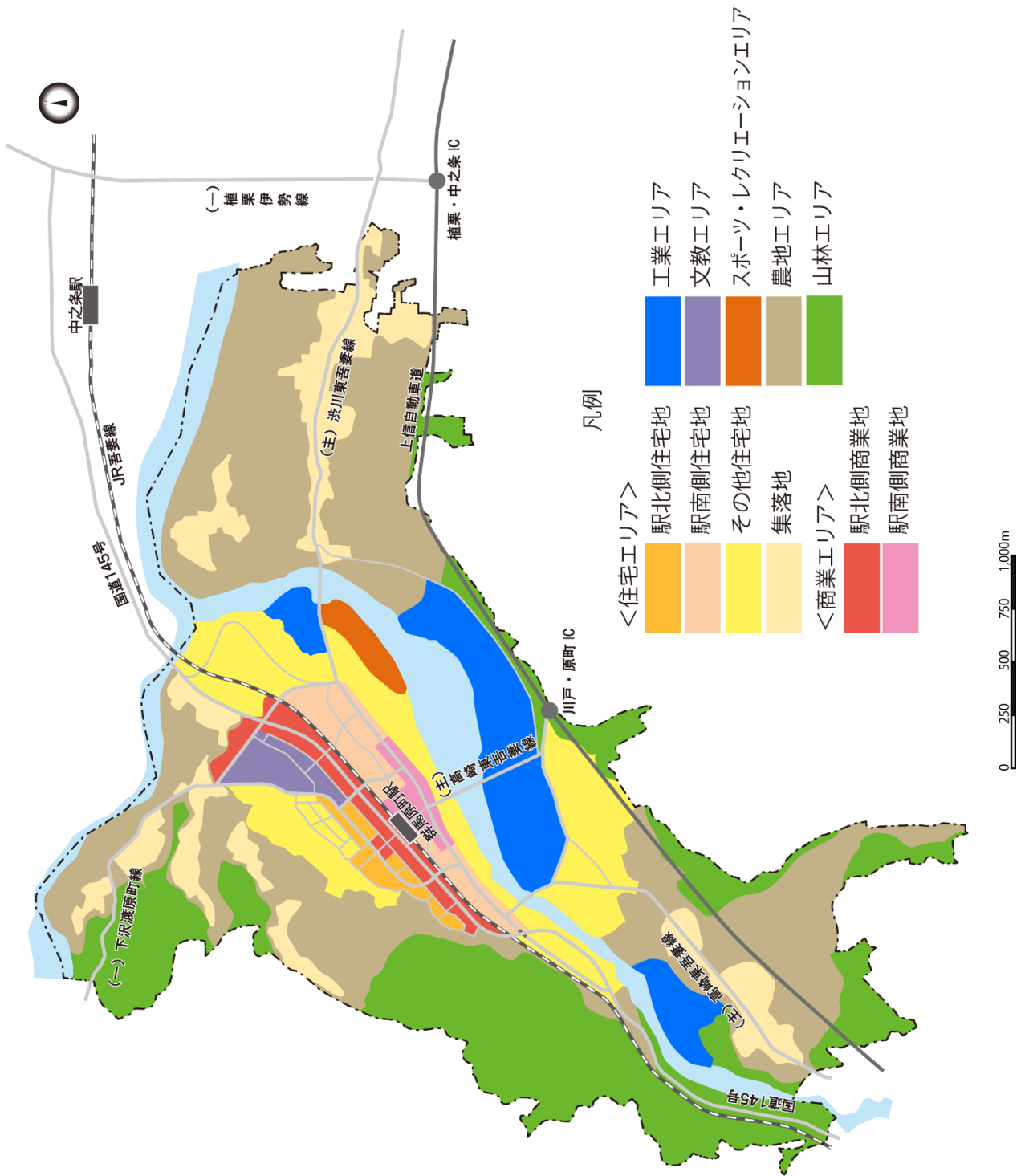


図 4-2 土地利用方針図 (都市計画区域)

4-2 道路・交通体系の整備方針

(1) 基本方針

- 広域的な都市圏を結ぶとともに、本町の市街地と各地域間を結ぶ広域幹線道路として、高規格道路である上信自動車道及び国道 145 号を位置づけます。
- 本町各地域と周辺市町を結ぶ幹線道路として、国道 406 号及び県道（主要地方道、一般県道）を位置づけます。
- 市街地内における円滑な移動を支える生活幹線道路として、市街地内の主要な町道を位置づけます。
- 公共交通は、鉄道、路線バス、高速バス、タクシーにより確立し、市街地と各地域間をネットワークするバス交通網によって、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の形成を図ります。

(2) 道路・公共交通等の整備の方針

① 広域幹線道路

<対象路線>

- 地域高規格道路：上信自動車道
- 国道 145 号

<機能役割>

- 本町の市街地と主な地域の中心を結ぶとともに、都市圏を跨ぐ広域的なネットワークを形成する幹線道路であり、広域的な交流や観光・産業経済の活性化を促進するネットワーク機能を有します。
- 災害時には救助・支援活動を支える広域的な防災ネットワークとしての役割を担い、「陸の孤島化」の未然防止を図ります。

<整備方針>

- 上信自動車道の整備を関係機関に要請し、2025 年度の開通を目指します。
- 国道 145 号は、広域幹線道路としての既存の機能を維持するため、地すべり、がけ崩れなどの災害の危険が予想される箇所の整備・改良を必要に応じて要請します。また、地震時に電柱の倒壊により交通の分断が予想される箇所について、電線共同溝の整備を要請します。

② 幹線道路

<対象路線>

- 国道：国道 406 号
- 県道：(主) 渋川東吾妻線、(主) 高崎東吾妻線、(主) 中之条東吾妻線、(一) 伊香保村上線、(一) 植栗伊勢線、(一) 下沢渡原町線、(一) 川原畑大戸線、(一) 林岩下線、(一) 郷原停車場線、(一) 新巻市城線

<機能役割>

- 本町の東西方向の基幹軸である広域幹線道路と周辺市町を繋ぐネットワークを形成する幹線道路であり、周辺市町との交流・連携を促進する機能を有します。
- 上信自動車道 I C へのアクセスを担います。

<整備方針>

- 地すべり、がけ崩れなどの災害の危険が予想される箇所の整備・改良を必要に応じて要請します。
- 幹線道路の拡幅や未改良区間を計画的に進めます。また、県道である「植栗線」「原町駅南口線」などの都市計画道路については、未整備区間の整備を要請し、全区間の開通を目指します。
- 上信自動車道 I C へのアクセス道路は、上信自動車道の供用開始に併せて整備を進めます。
- (一) 川原畑大戸線から長野原町へアクセスする大柏木トンネルについて、早期の供用開始を要請します。また、トンネルの供用開始に併せて、国道 406 号の改良についても要請します。

③ 生活幹線道路

<対象路線>

- 主要な町道

<機能役割>

- 広域幹線道路及び幹線道路の機能を補完し、市街地の道路ネットワーク形成の一担を担います。
- 市街地内における円滑な移動を確保し、町民の生活や産業経済等の活動を支えます。

<整備方針>

- 道路が有する既存の機能を維持するよう、適切な維持管理を行います。

④ 生活道路

<対象路線>

- 市街地や各集落地の町道

<機能役割>

- 沿道の生活者等のサービス道路と位置づけ、日常生活に必要な交通処理や災害時の避難路など、最も身近な公共空間としての機能を有します。

<整備方針>

- 道路が有する既存の機能を維持するよう、適切な維持管理を行います。
- 狭あい道路の拡幅や行き止まり道路のネットワーク形成など、道路機能に支障がある箇所については必要に応じて改善に努めます。
- 高齢者をはじめとする誰もが安全で安心して歩行できる空間を確保するため、道路のバリアフリー化や自動車の速度抑制の工夫、防犯灯の適切な設置等を推進します。

⑤ 公共交通

<鉄道>

- J R 吾妻線の運行と J R 群馬原町駅をはじめとする本町内 4 駅を維持させるとともに、関係機関と連携して、更なる利便性の向上と利用促進を図ります。
- 公共交通機関である鉄道、高速バス、路線バス及びタクシーが集中する J R 群馬原町駅は、交通機関相互のスムーズな乗り換えや待ち合わせ時間の短縮化などによる交通結節機能の強化を図り、利用者にとっての利便性の向上と公共交通の利用を促進します。

<バス>

- 高速バスは、既存路線の運行継続を関係機関に要請していくとともに、上信自動車道の開通に併せた運行路線の新設などを検討します。
- 路線バスは、既存の運行形態を見直し、町民にとって便利で利用しやすい体制構築を推進します。特に、高齢者や学生・児童・生徒などの利用需要の多い年齢階層のニーズへ対応した見直しを適宜、検討します。

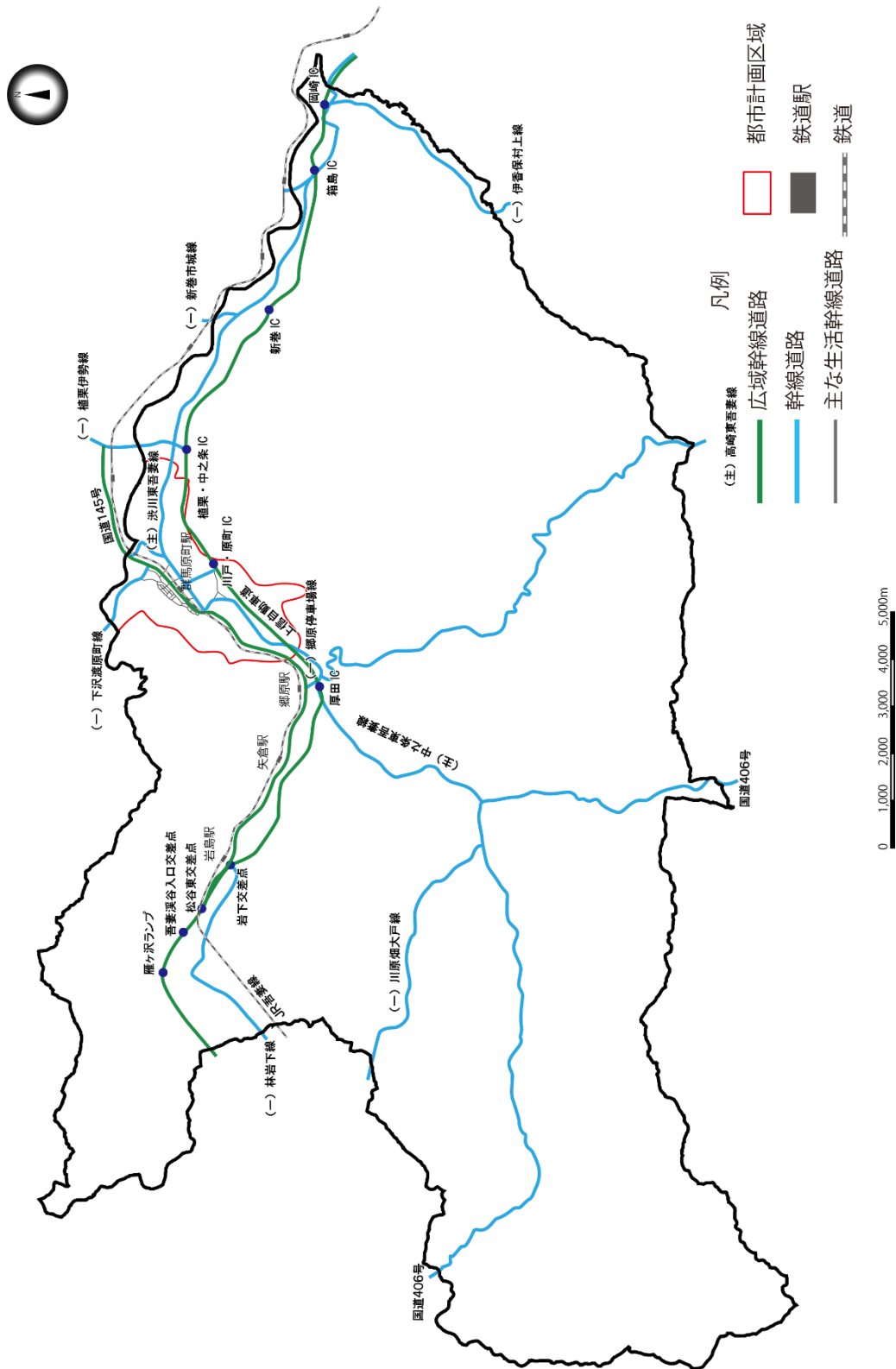


図 4-3 道路・交通体系の方針図 (町全域)

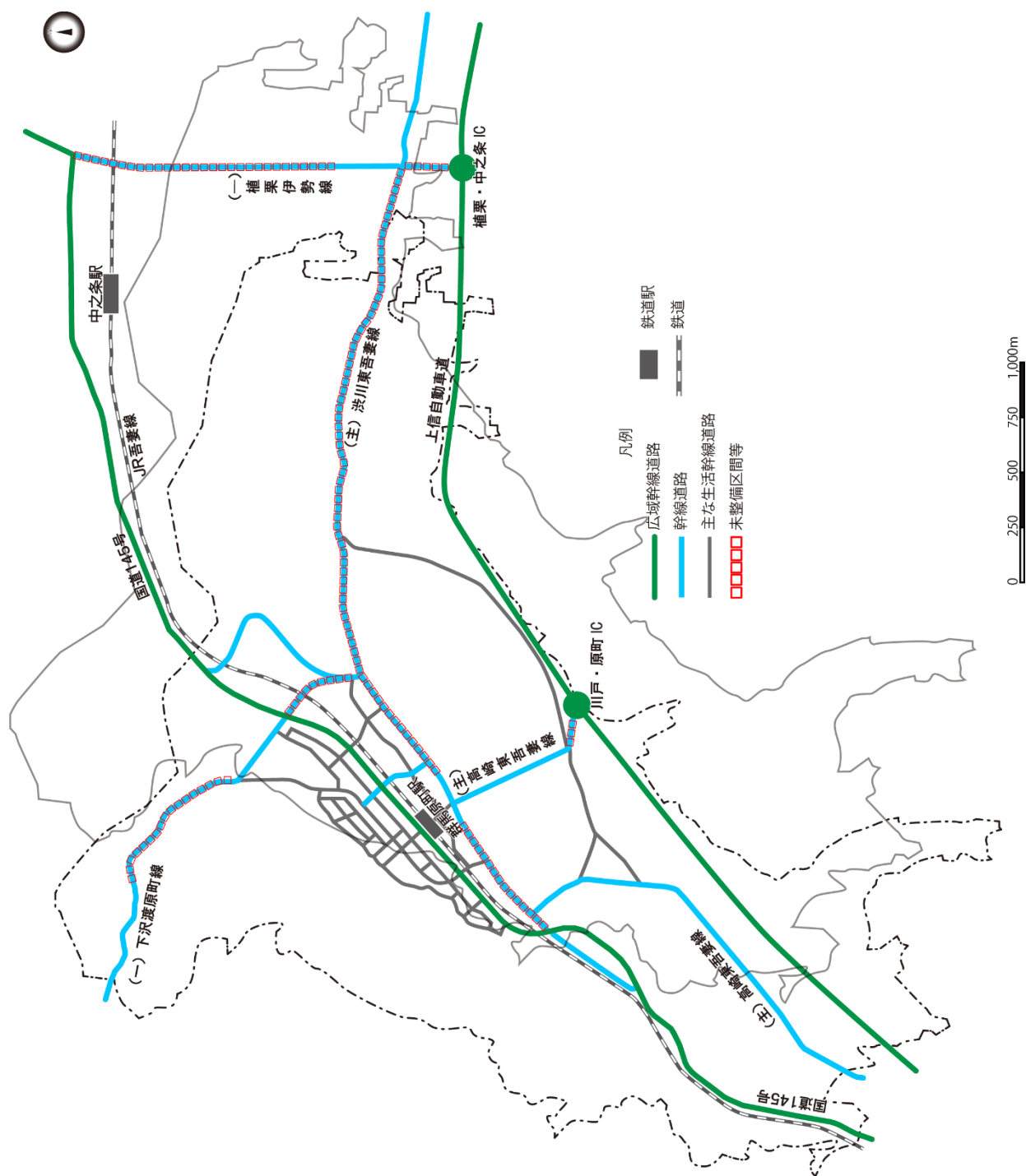


図 4-4 道路・交通体系の方針図 (都市計画区域)

4-3 公園・緑地の方針

(1) 基本方針

- 公園・緑地の維持・管理については、地域住民や関連団体などとの協働による活動を推進します。
- 町民に対して、緑の保全に関する知識の啓発や保全活動への参加を促すなど、活動を支援する取り組みを推進します。
- 公園・緑地や山林などの緑資源、及び吾妻川、温川などの水辺空間を活かした「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

(2) 整備・保全の方針

- 土地区画整理事業区域内に整備された住区基幹公園（駅北1号街区公園、駅北2号街区公園、駅北3号街区公園）は、地域住民等との協働による適切な維持管理を進めるとともに、利用者の新たなニーズにも対応できるよう利用を促進します。
- 河川沿いに位置する「あがつまふれあい公園」、「岩井親水公園」、「あづま親水公園」は、水と緑に親しみ、心と身体健康増進にも寄与する場として、適切な維持管理と利用を促進します。
- キャンプ場は、本町内に町営が2箇所、民営が1箇所整備されており、自然に親しむ空間として、町内外からの利用を促進します。
- 「東総合運動公園」、「東吾妻町スポーツ広場」やその他の公園・緑地は、町民の憩いや交流・レクリエーションの場としての維持管理に努め、活用を促進します。また、災害時には避難場所として活用できるよう、施設の機能強化に努めます。
- 地域住民やボランティアなどと連携した、公園・緑地の整備・維持保全に取り組みます。
- 吾妻川、温川沿いには緑地帯や遊歩道を設置するなどの歩行動線整備に取り組み、水に親しむ空間づくりを促進します。

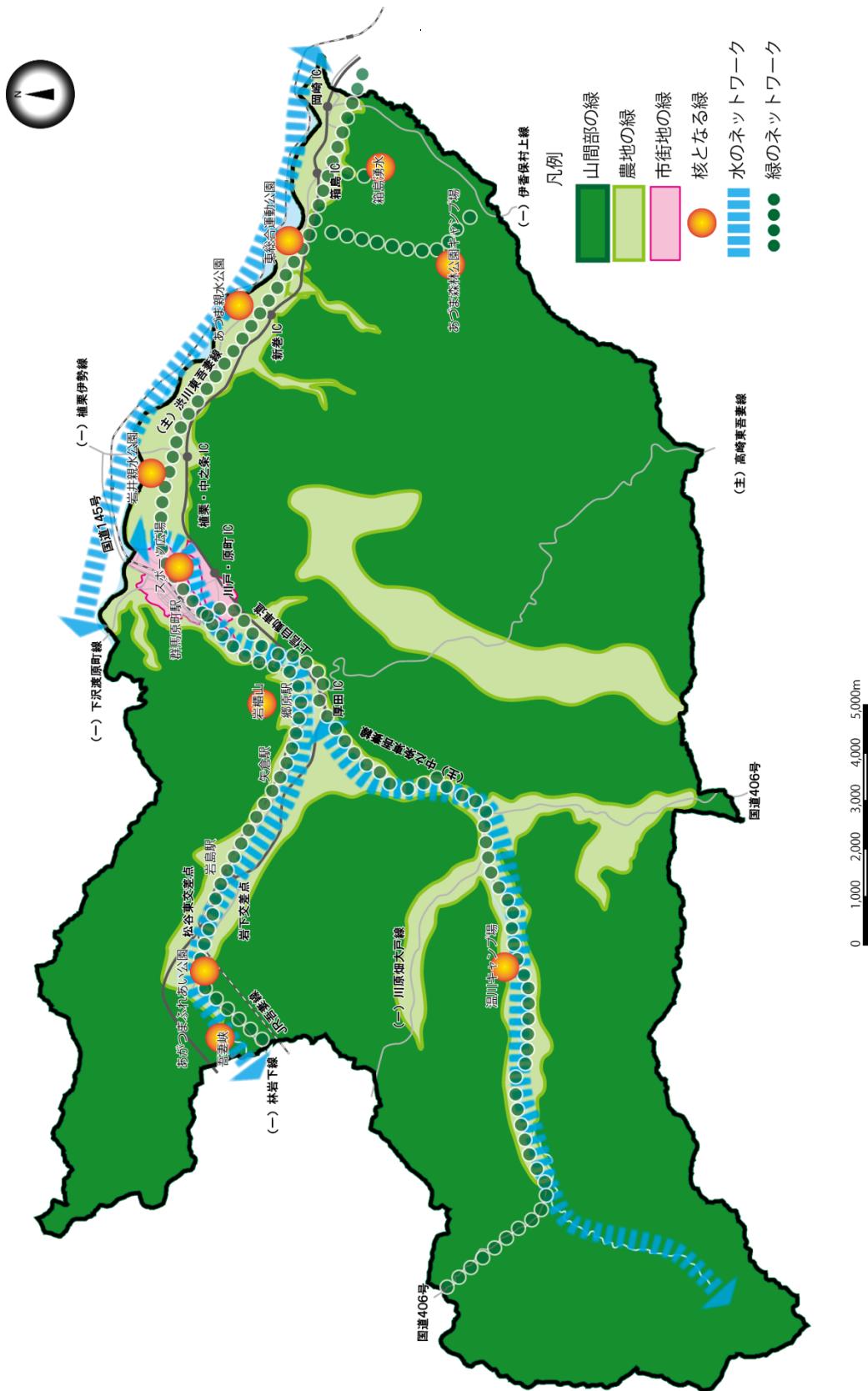


図 4-5 公園・緑地の方針図

4-4 上下水道・河川の方針

(1) 基本方針

- 上水道・下水道施設の維持・整備による生活環境の向上を図るとともに、自然環境への負荷を抑制する取り組みを引き続き行います。
- 河川及び雨水排水施設の充実を図り、治水安全度の向上を目指します。

(2) 整備・保全の方針

- 安全で安心な美味しい水を供給するため、地下水、湧水、表流水などの水源付近の環境保全や水質管理の強化など、水源の維持・確保を図ります。また、上水道の供給においては、適正な配水供給量を維持していくため、新たな大規模宅地開発等の規制・誘導に配慮します。
- 汚水処理事業は、地域の状況に応じて、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽」を展開しています。今後は、引き続き適切に事業に取り組むとともに、汚水処理率の向上に努めます。
- 汚水処理施設の経済的で安定・安全な運転管理に努めます。
- 老朽化した管渠の更新などを計画的に行うことにより、現在の上下水道網を維持します。
- 吾妻川、温川などの河川は、河川管理者等の関係機関と連携し、治水機能の維持、強化に努めます。

4-5 その他の公共施設の方針

(1) 基本方針

- 町民や利用者のニーズに対応した施設の機能充実や統廃合等の適正配置を検討します。
- 今後活用していく施設については、施設を長期に渡って利用できるよう維持管理を計画的に行い、施設の長寿命化を目指します。
- 施設へのアクセス性の向上を図るなど、施設の利便性の向上や利用を促進します。

(2) 整備・保全の方針

① 庁舎等

- 東吾妻町役場は、本町の行政サービスの拠点として、行政機能の充実、向上を図ります。また、災害時における防災の拠点としての機能を兼ね備えていきます。
- 支所・出張所周辺は、地域における中心的な施設として、地域生活に必要な都市機能の集積を図り、「地区拠点」の形成に努めます。

② 学校教育施設

- 学校教育施設における快適な学習環境の提供に努めるとともに、施設の安全性確保と適切な維持管理を推進します。

③ 医療福祉施設

- 原町赤十字病院の機能の維持・向上に努めるとともに、地域の医療機関とより一層の連携強化に努めます。

④ レクリエーション施設・観光施設

- 岩櫃山や吾妻峡などの観光資源、キャンプ場や体験農園など、町外からの来訪者・観光客をもてなす施設の維持・整備に努めるとともに、PR活動の強化などにより利用を促進します。

⑤ スポーツ施設

- 東吾妻町町民体育館については、今後も安全に利用できるよう適切に改修し、使い勝手に配慮した管理運営等に取り組むことにより、利用を促進します。

4-6 都市環境の形成の方針

<自然環境への負荷が少ない都市づくりの推進>

- 環境条例の制定を検討するとともに、新エネルギー導入の取り組みを進め、低炭素循環型社会の構築を図ります。
- 都市の基盤整備においては、生物多様性に配慮した都市づくりを促進します。
- 工場の周辺では、緑化を促進することで環境の維持や保全を図ります。

<快適な生活環境づくりの推進>

- 集約型都市構造への転換を図り、省エネルギー化や二酸化炭素の排出の抑制に努め、低炭素社会の実現を目指します。
- 悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、騒音防止対策、産業廃棄物対策等を適切に講じ、生活環境の保全を図ります。
- 公共公益施設などの公共空間では、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。
- 今後も空き家の除却・建て替えにかかる費用助成を継続し、良好な住環境の維持と、適切な宅地利用の誘導を推進します。

<都市環境向上のための協働>

- 環境保全に対する町民、事業者の意識の啓発を促すとともに、町民が主体となる自然環境保全活動や自然とふれあう活動への支援を進め、活動の活性化を図ります。
- 住宅への太陽光発電設備などの自然エネルギー利用を支援し、住民との協働による環境にやさしい居住環境づくりを促進します。
- 関係団体と連携し、山林の植生や動植物に関する体験学習や、山林に親しむイベントの開催など、環境教育の充実を図ります。

4-7 都市景観形成の方針

<自然景観の保全>

- 町の全域に広がる良好な自然景観の保全を図り、良好な自然環境や景観などが残る地域は、今後も適切な保全誘導を図ります。
- 岩櫃山の景観、吾妻峡の連続する景観、道路や鉄道沿線からの景観など、広域的な眺望を意識した眺望景観の確保を図ります。
- 森林環境の適切な管理保全を行い、良好な農業環境や里山景観を維持します。

<歴史的な景観の保全・活用>

- 大戸関所跡や、大戸・須賀尾の古くからの集落のまちなみは、これまで育んできた大切な歴史的な景観であることから、貴重な景観資源として保全・活用に努めます。
- 町独自の風土、歴史、伝統を再認識する機会を創出し、地域の帰属意識に繋がる個性的な景観を発掘します。

<魅力的な市街地景観の形成>

- 自然環境と調和した魅力的な市街地景観づくりに努めます。
- JR群馬原町駅周辺については、本町の玄関口として、来訪者を迎えるためのにぎわいの演出など新たな景観創出を図ります。
- 県の屋外広告物条例に基づき、幹線道路沿道の商業地における調和のとれた景観の形成を図ります。

<町民との協働による景観まちづくり>

- 町民との協働による景観まちづくりの取り組みを目指します。
- 身近な景観の保全・形成のために、町民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動を支援します。

4-8 防災対策等の方針

<災害を未然に防ぐ都市づくり>

- 災害発生を未然に防止し、被害を最小限に食い止めることを推進します。
- 東吾妻町耐震改修促進計画に基づき、町内建物の耐震化に向けて、積極的な支援を推進します。
- 災害時の避難者の安全を確保するため、公園・緑地等の整備、農地・林地の保全等による防災性の向上に努めます。
- 必要に応じて、公共公益施設の防災機能の強化を図ります。
- 道路、橋梁、上下水道のインフラの耐震化等により、災害に強い市街地整備を図ります。
- 避難所に指定されている学校を中心とするエリアについては、災害時に安全に移動するための避難路の改善、防災施設の整備を推進していくとともに、通学路、子どもの遊び場の安全対策を併せて推進していくことにより、防災性と安全性の総合的な向上を図ります。

<災害の防止>

- 急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業などの促進により、土石流やがけ崩れなどの未然防止や被害の抑制を図ります。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅などの新規立地の抑制を促進します。

<防災体制の確立・強化>

- 地域の災害危険性の周知を行い、町民の防災意識の向上を図ります。
- ハザードマップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所・避難路の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の結成促進及び育成に努めます。
- 防災連絡体制の確立と強化により、迅速かつ正確な情報を継続的に提供し、的確な避難の誘導など二次災害の防止に努めます。

第5章 地区別構想

5-1 地区区分の設定

地区区分は、旧町村の合併等の成り立ちや小学校区・自治会の構成などの生活圏・コミュニティ単位を考慮して、町内を区分します。

本計画においては、5つの地区に区分して、地区別構想を策定します。

また、都市計画区域内は鉄道や河川等の要素を考慮し、さらに3つの地区に区分して地区別構想を策定します。

都市計画区域内	都市計画区域外
①原町北地区	④東地区
②原町南地区	⑤太田地区
③太田北地区	⑥原町地区
	⑦岩島地区
	⑧坂上地区

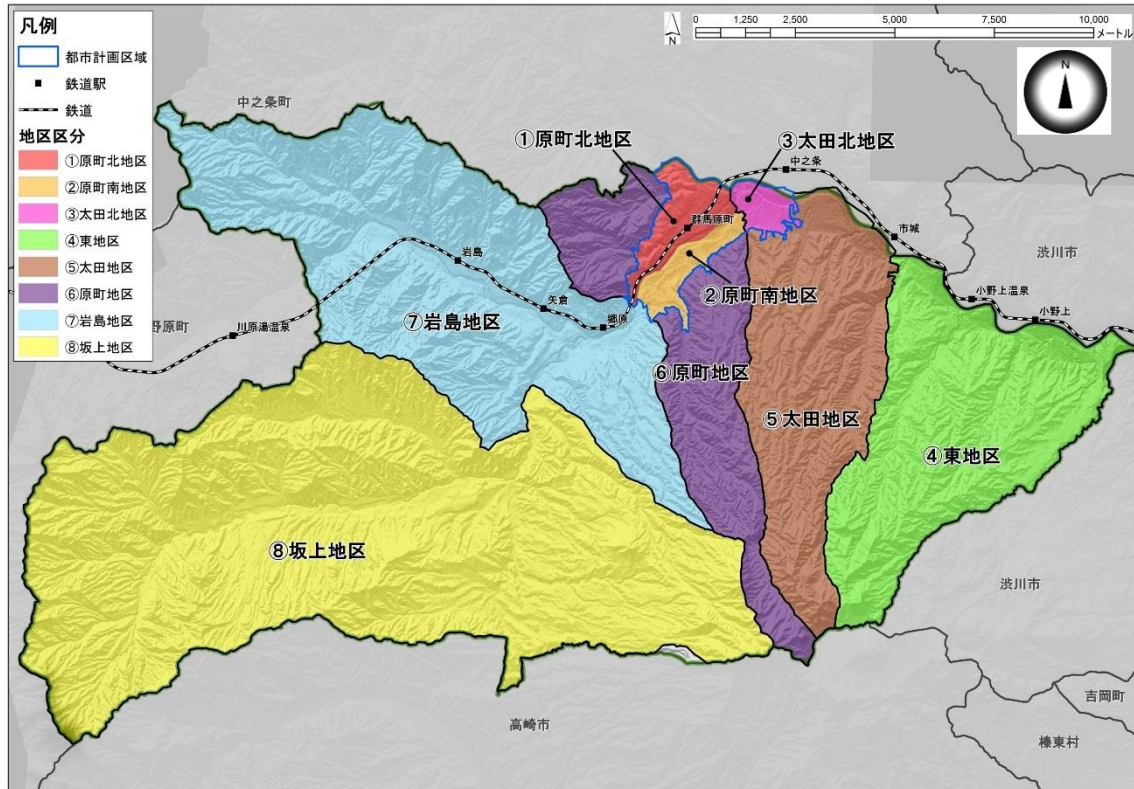


図 5-1 地区区分

5-2 都市計画区域内

(1) 原町北地区

① 目標像

行政機能と商業機能が集積する にぎわいあふれる町

② 土地利用の方針

<住宅エリア>

- 国道 145 号北側の土地区画整理事業が行われた区域は、都市基盤が整った良好な住環境を活かして、計画的な住宅の整備・供給を誘導し、特に若い世代の定住を図ります。
- J R 群馬原町駅南側の住宅地は、鉄道駅や原町赤十字病院が隣接する生活利便性の高さを活かした住宅地の形成を図るとともに、町役場の移転を契機にして、高齢者や子育て世代にやさしい、安全・安心な住宅市街地などの展開を図り、まちなか居住を促進します。
- 集落地は、既存の住環境と地域コミュニティの維持・向上に努めます。

<商業エリア>

- 国道 145 号沿道を中心とした大型店舗の集積する商業地は、本町の商業拠点として沿道商業施設・サービス機能の立地を誘導します。
- 国道 145 号は、周辺観光地への交通利用があることから、観光ニーズに対応する商業施設の集積や沿道景観づくりを誘導します。
- J R 群馬原町駅前には、町外からの来訪者にとって本町の玄関口であることから、“町の顔”となるにぎわい空間を形成するとともに、町内の観光スポットなど情報発信機能の充実を図ります。
- 県道沿いに形成される商業地は、商業機能が衰退し、空き店舗や住宅が混在している現状や、今後の人口動向を踏まえて、土地利用の見直しを検討します。また、空き店舗等を活用して住民が気軽に集まれるコミュニティの創出を図ります。

<工業エリア>

- 地区北東の吾妻川沿いに位置する工業地は、既存の産業機能を維持するとともに、緑化を促進し、周辺環境との調和に努めます。

＜文教エリア＞

- 東吾妻中学校、原町小学校、はらまちこども園といった学校教育施設やはらまち保育所といった子育て支援施設は、各施設の適切な維持管理とともに、防災防犯に対する安全性を確保します。
- 学校教育施設周辺は、歩行空間の確保や防犯灯の設置など、通学路の安全性を確保します。

＜スポーツ・レクリエーションエリア＞

- 町民のスポーツ・レクリエーションの活動場所として、東吾妻町スポーツ広場周辺地を適切に維持保全します。

＜農地エリア＞

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

＜山林エリア＞

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

③ 都市施設の整備方針

＜道路・交通＞

- 都市計画道路「3・4・4 槻木稻荷城橋線」については、未整備区間の早期整備を要請し、鉄道を挟んだ南北の市街地ネットワークの向上を図ります。
- 都市計画道路「3・4・2 原町仲通り線」((主) 渋川東吾妻線)の未整備区間について、早期整備を要請します。
- 公共交通が不便な地域においては、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。
- 国道 145 号は、災害時における広域的な防災ネットワークの役割を担っていることから、地すべり、がけ崩れなどの発生が予想される箇所は、必要に応じて整備・改良を要請します。

＜公園・緑地＞

- 土地区画整理事業区域内に整備された公園は、地域住民等との協働による維持管理と利用促進を図ります。
- 東吾妻スポーツ広場は、町民の憩いや交流・レクリエーションの場としての適切な維持管理を行い、利用を促進します。また、災害時の避難場所として活用できるよう、防災機能の強化に努めます。

＜上下水道・河川＞

- 吾妻川沿いは、緑地帯や遊歩道を整備するなど、水に親しむ空間づくりを促進します。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。
- 市街地内に散在する空き家については、空き家の除去・建て替え費用助成の継続など、引き続き対策を行います。
- 住宅への太陽光発電設備設置の促進など、自然エネルギーを利用した居住環境づくりを支援します。

⑤ 都市景観の方針

- JR群馬原町駅周辺は、交流の玄関口に相応しい、にぎわいを演出する新たな景観づくりを誘導します。
- 本町の豊かな自然環境と調和した市街地景観づくりに努めるとともに、道路や鉄道沿線からの眺望景観の確保を図ります。
- 幹線道路沿道の商業地は、県の屋外広告物条例に基づき、調和のとれた景観形成を図ります。

⑥ 防災の方針

- 国道 145 号北側には、災害時の避難所に指定されている教育・子育て支援施設が集積しており、各施設への経路は通学路、避難路として防災性と安全性を向上させていきます。
- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

<土地利用方針>

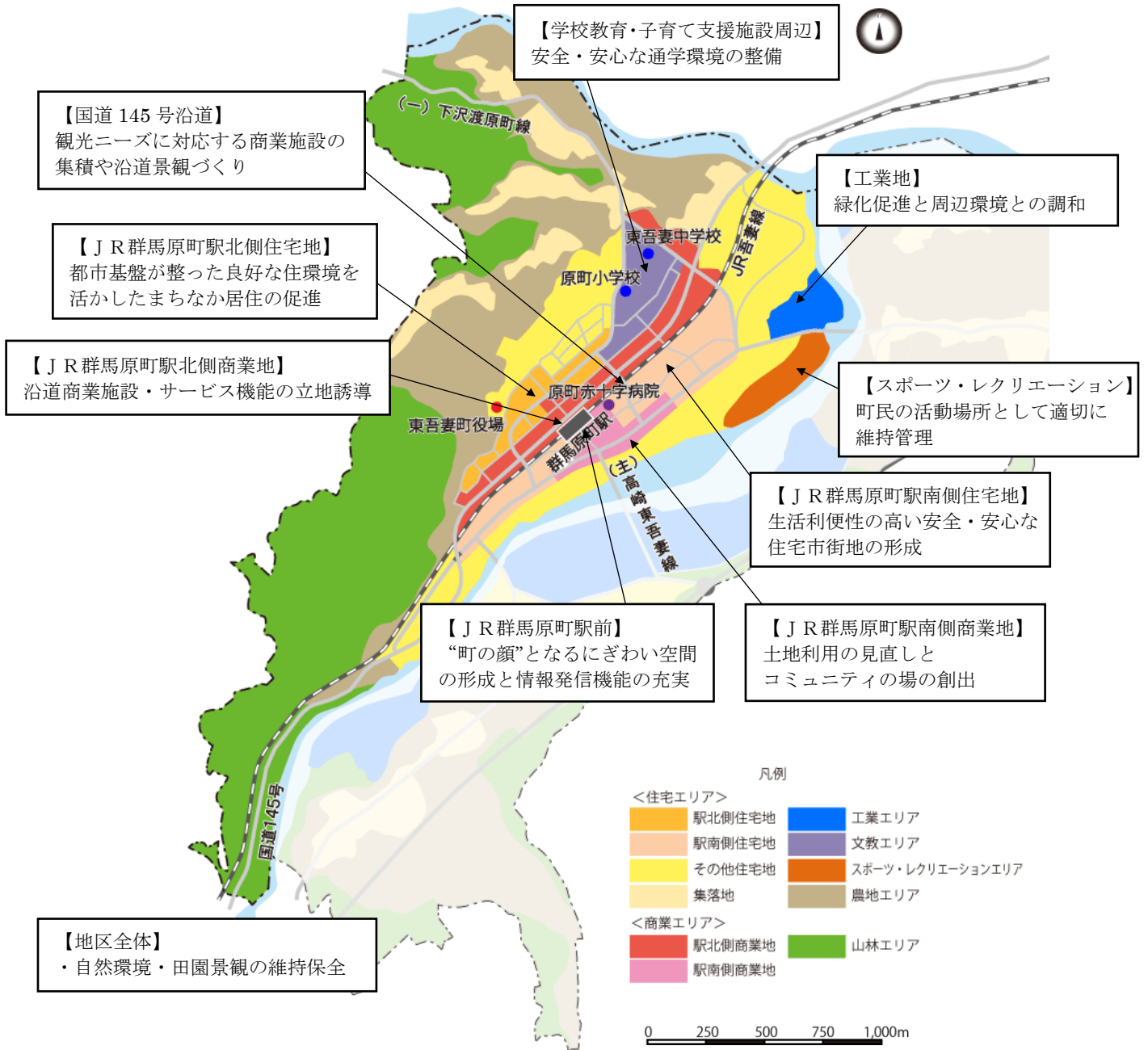


図 5-2 地区方針図：土地利用方針（原町北）

＜都市施設等の方針＞

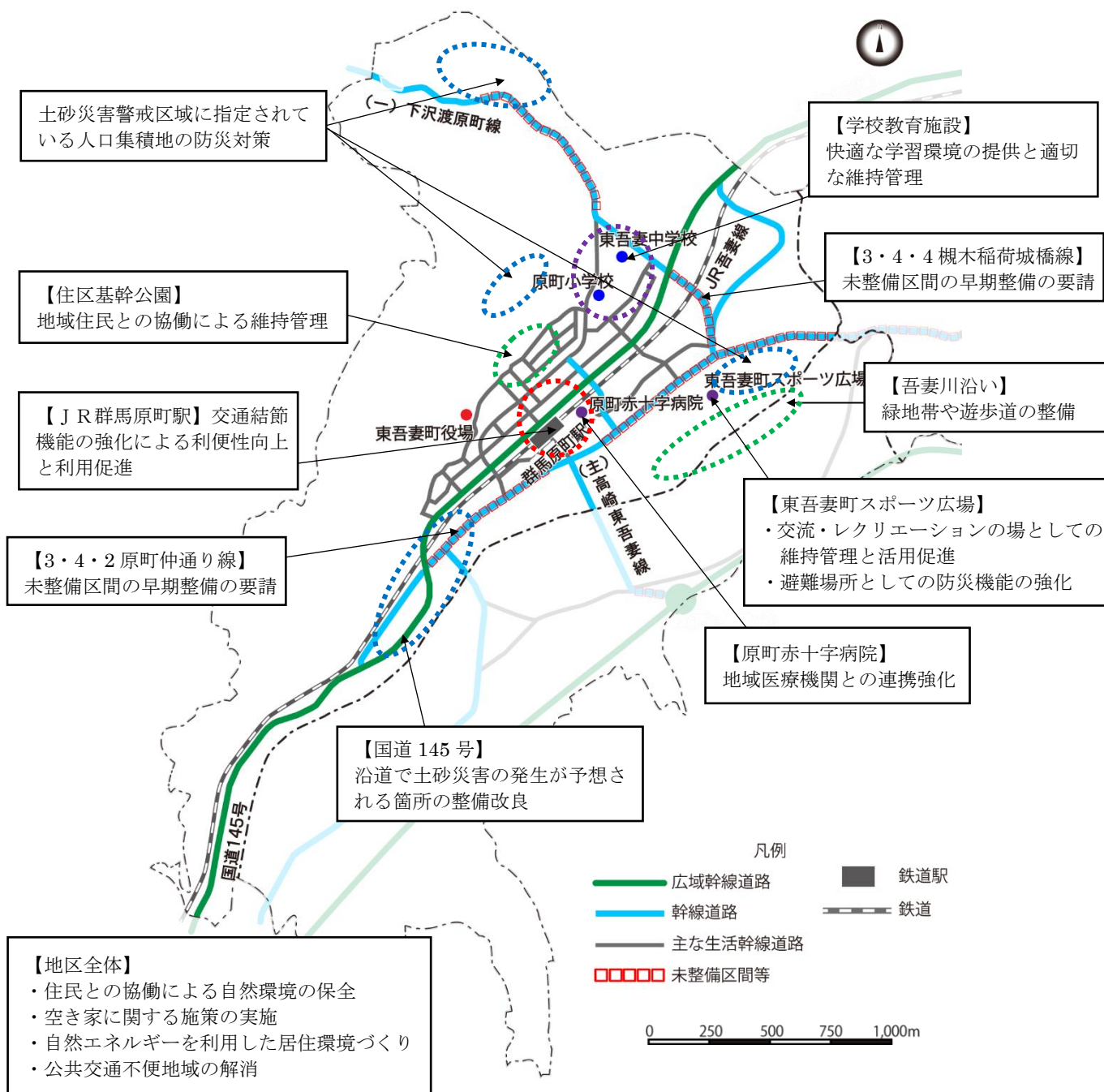


図 5-3 地区方針図：都市施設等の方針（原町北）

(2) 原町南地区

① 目標像

産業機能と広域交通が交差する 活力あふれるまち

<住宅エリア>

- 用途地域内の住宅地は、既存の住環境と地域コミュニティの維持・向上に努めます。
- 集落地は、周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した既存の住環境と、地域コミュニティの維持・向上に努めます。

<工業エリア>

- 吾妻川沿いの用途地域に指定されている工業地域は、産業系施設が集積しており、既存の産業活動の環境を維持するとともに、工業系用途地域内での適切な土地利用拡大を誘導します。
- 上信自動車道の開通にあわせて、地区内に川戸・原町 I C が整備され、広域交通のアクセス性が向上することを活かして、新たな産業系施設の誘致を図ります。
- 地区内の工業地は、既存の産業機能を維持するとともに、緑化を促進し、周辺環境との調和に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

② 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 川戸・原町 I C に接続する都市計画道路「3・4・5 原町駅南口線」((主) 高崎東吾妻線) の未整備区間について、早期整備を要請します。
- 集落地では、生活道路における狭あい道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。

＜スポーツ施設＞

- 東吾妻町町民体育館については、今後も安全に利用できるよう適切に改修し、使い勝手に配慮した管理運営等に取り組むことにより、利用を促進します。

③ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。
- 市街地内に介在する空き家については、空き家の除去・建て替え費用助成の継続など、引き続き対策を行います。
- 住宅への太陽光発電設備設置の促進など、自然エネルギーを利用した居住環境づくりを支援します。

④ 都市景観の方針

- 本町の豊かな自然環境と調和した市街地景観づくりに努めるとともに、道路や鉄道沿線からの眺望景観の確保を図ります。

⑤ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑥ 地区方針図

<土地利用方針>

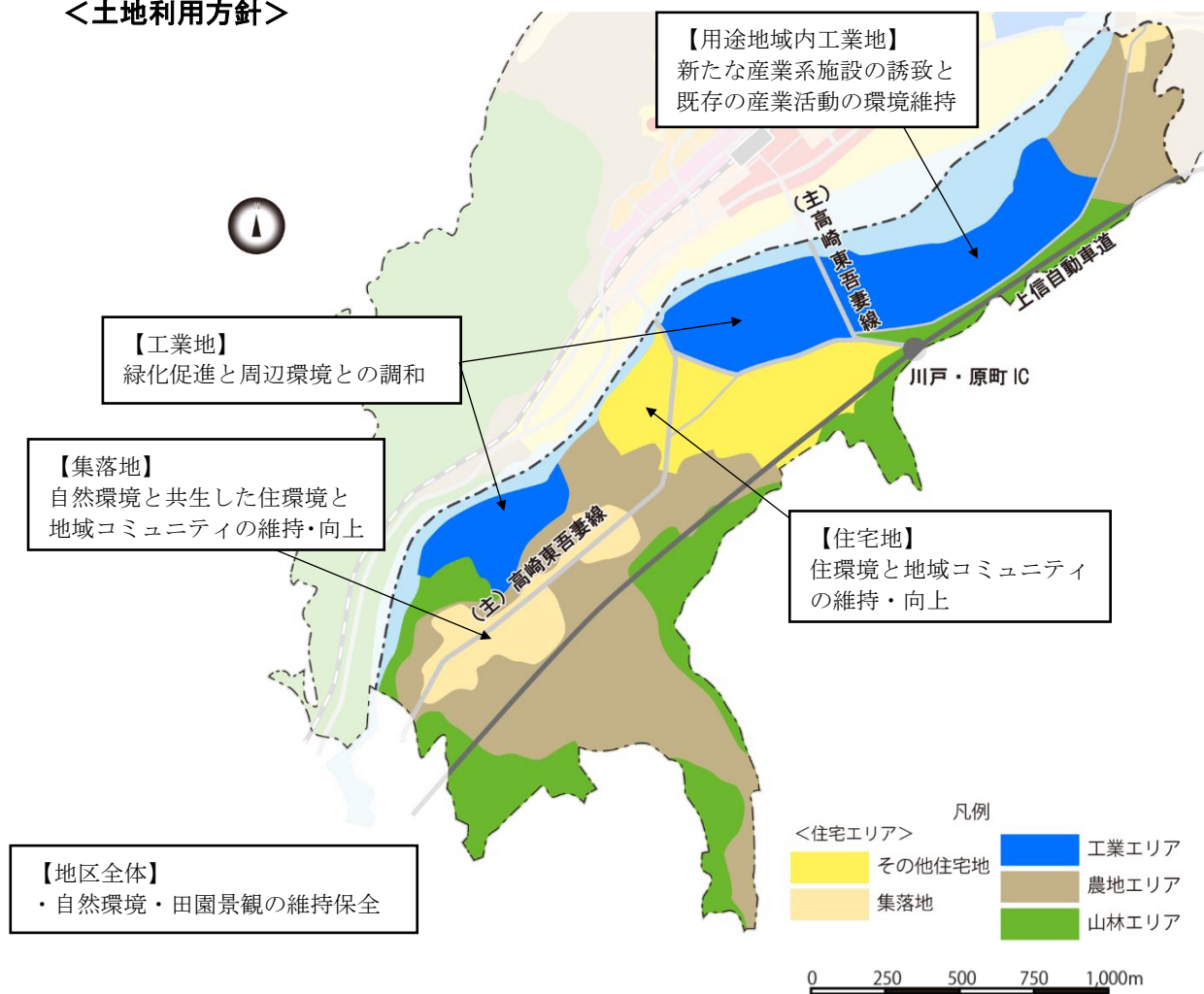


図 5-4 地区方針図：土地利用方針（原町南）

＜都市施設等の方針＞

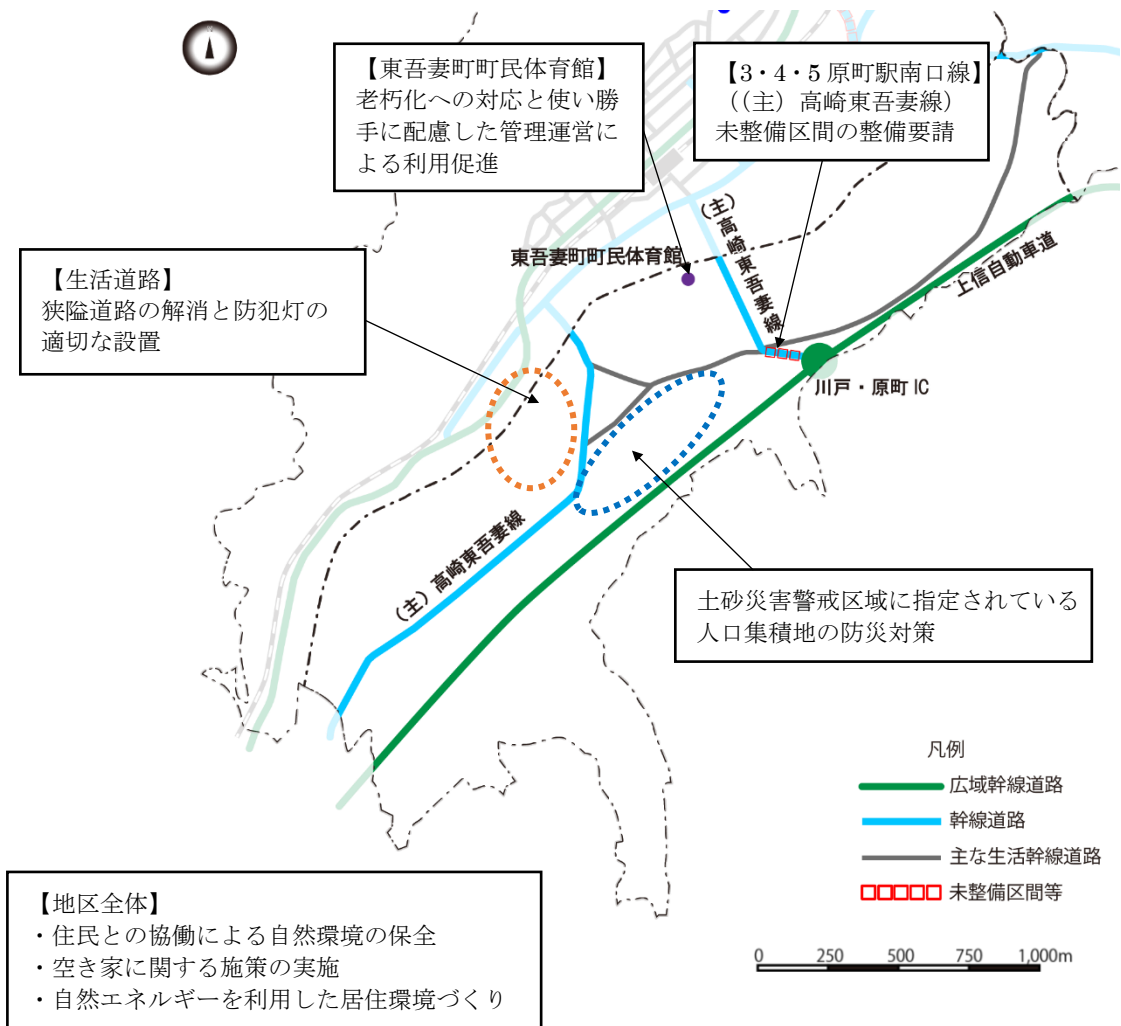


図 5-5 地区方針図：都市施設等の方針（原町南）

(3) 太田北地区

① 目標像

農業と共生した 水仙と桜があふれる 里山景観のまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した既存の住環境と、地域コミュニティの維持・向上に努めます。

<工業エリア>

- 地区北部の吾妻川沿いに位置する工業地は、既存の産業機能を維持するとともに、緑化を促進し、周辺環境との調和に努めます。

<農地エリア>

- 地区の大半が農用地区域に指定されており、既存の農業生産基盤を活かした農地の維持を図ります。
- 水仙まつりなどの農地や農産物を活かした観光・レクリエーションの継続に努めるとともに、耕作放棄地の発生抑制を図ります。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 都市計画道路「3・4・2 原町仲通り線」((主) 渋川東吾妻線) の未整備区間について、早期整備を要請します。
- 集落地では、生活道路における狭あい道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。
- 公共交通が不便地域においては、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。

<公園・緑地>

- 河川沿いに整備された岩井親水公園は、水に親しむ空間づくりと利用促進を図ります。

＜上下水道・河川＞

- 河川沿いには、緑地帯や遊歩道を整備するなど、水と緑に親しむ空間づくりを促進します。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。
- 市街地内に介在する空き家については、空き家の除去・建て替え費用助成の継続など、引き続き対策を行います。
- 住宅への太陽光発電設備設置の促進など、自然エネルギーを利用した居住環境づくりを支援します。

⑤ 都市景観の方針

- 本町の豊かな自然環境と調和した良好な里山景観の保全に努めます。
- 岩井親水公園周辺の集落地では、住民との協働による良好な景観づくりを図ります。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

<土地利用方針>

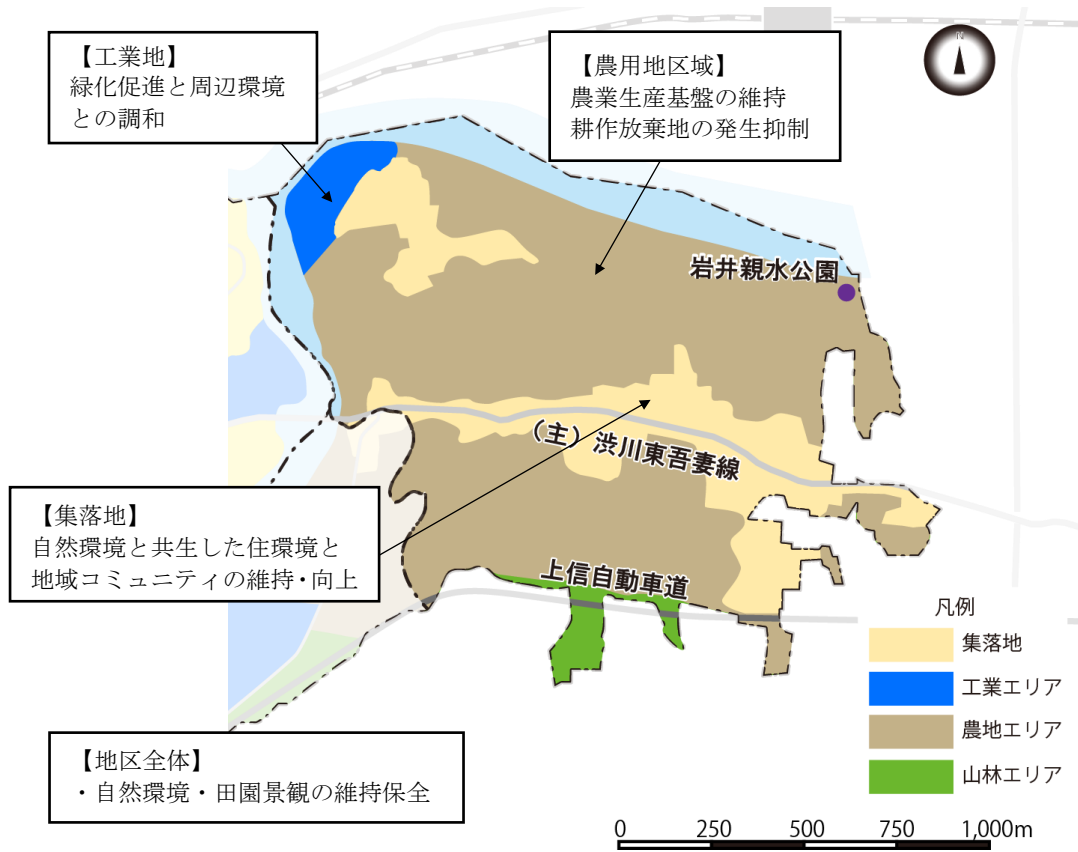


図 5-6 地区方針図：土地利用方針（太田北）

＜都市施設等の方針＞

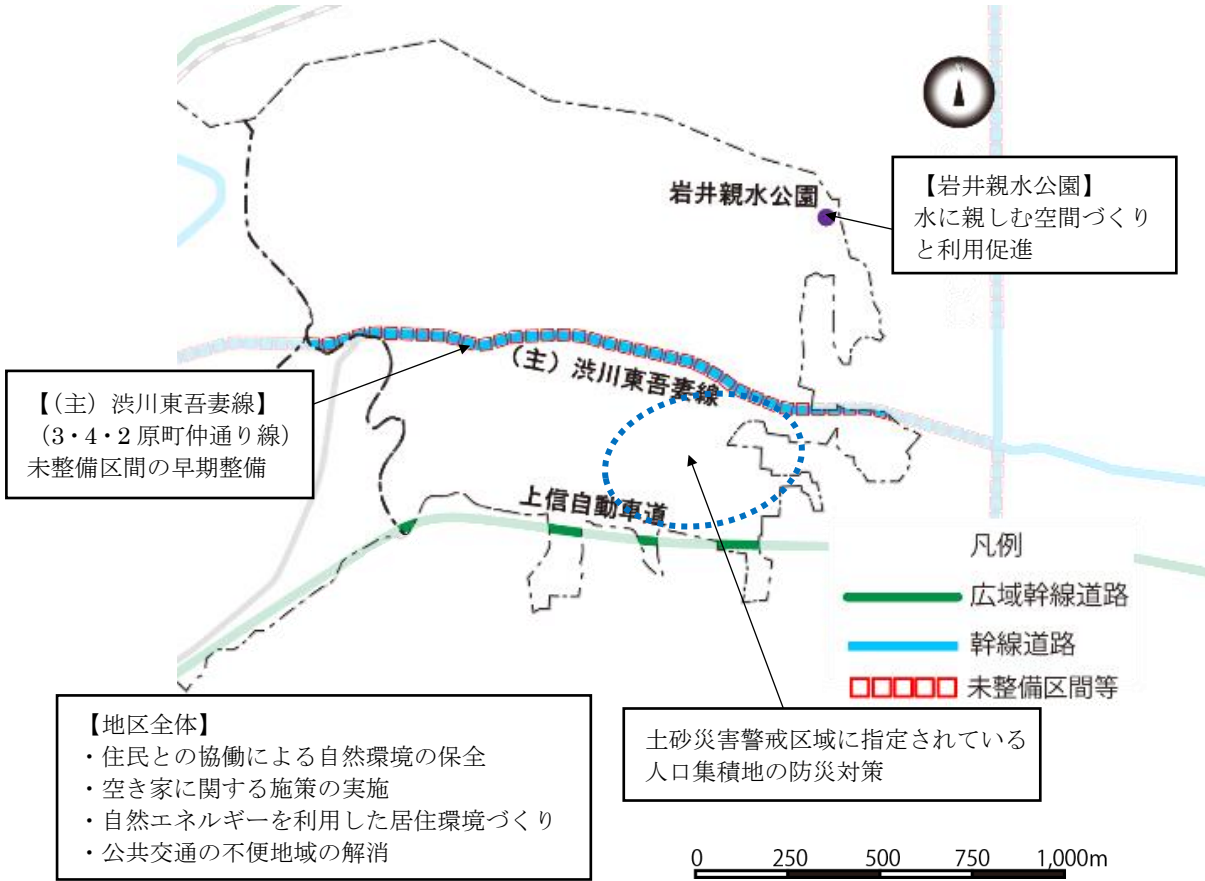


図 5-7 地区方針図：都市施設等の方針（太田北）

5-3 都市計画区域外

(1) 東地区

① 目標像

自然の楽しみが満ちあふれた 観光と交流のまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した居住環境の維持に努めます。
- 東支所や東公民館などの公共施設を拠点として、生活・地域コミュニティの中心となる場の形成を図ります。
- 公共交通ネットワークの充実により、生活利便性の向上に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図るとともに、立地しているあづま森林公園キャンプ場や箱島湧水などについては、観光・レクリエーションの場としての活用と利用促進を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 上信自動車道の供用開始に併せて、地区内 I C へのアクセス道路の整備を進めます。
- 集落地では、生活道路における狭隘道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。
- 地区の主要な幹線道路のうち、土砂災害等の危険が予測される箇所については、必要に応じて整備・改良を要請します。また、生活道路においても、避難路の通行を確保できるよう、沿道建築物の耐震化等の防災対策に努めます。
- 公共交通が不便な地域については、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。

＜公園・緑地＞

- あづま親水公園は、水と緑に親しむ空間として、適切な維持管理と利用促進を図ります。
- あづま森林公園キャンプ場は、自然に親しむレクリエーション空間として、町内外からの利用を促進します。
- 東総合運動場は、町民の憩いや交流・レクリエーションの場としての適切な維持管理を行い、利用を促進します。また、災害時の避難場所として活用できるよう、防災機能の強化に努めます。

＜上下水道・河川＞

- 小水力発電事業にも活用されている箱島湧水は、水源の維持・確保のため、水源付近の環境保全や水質管理の強化などを図ります。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市景観の方針

- 山林の適切な管理により、良好な自然景観・里山景観を保全します。
- 伊香保温泉へのネットワークを形成している（一）伊香保村上線は、上信自動車道の整備とあわせて、観光ニーズの増加が見込まれることから、町内の周辺観光地をPRできるような沿道景観づくりを誘導します。
- 上信自動車道IC（岡崎IC、箱島IC、新巻IC）周辺は、法規制などに基づき、IC整備後も良好な田園及び集落景観が保全されるよう努めます。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

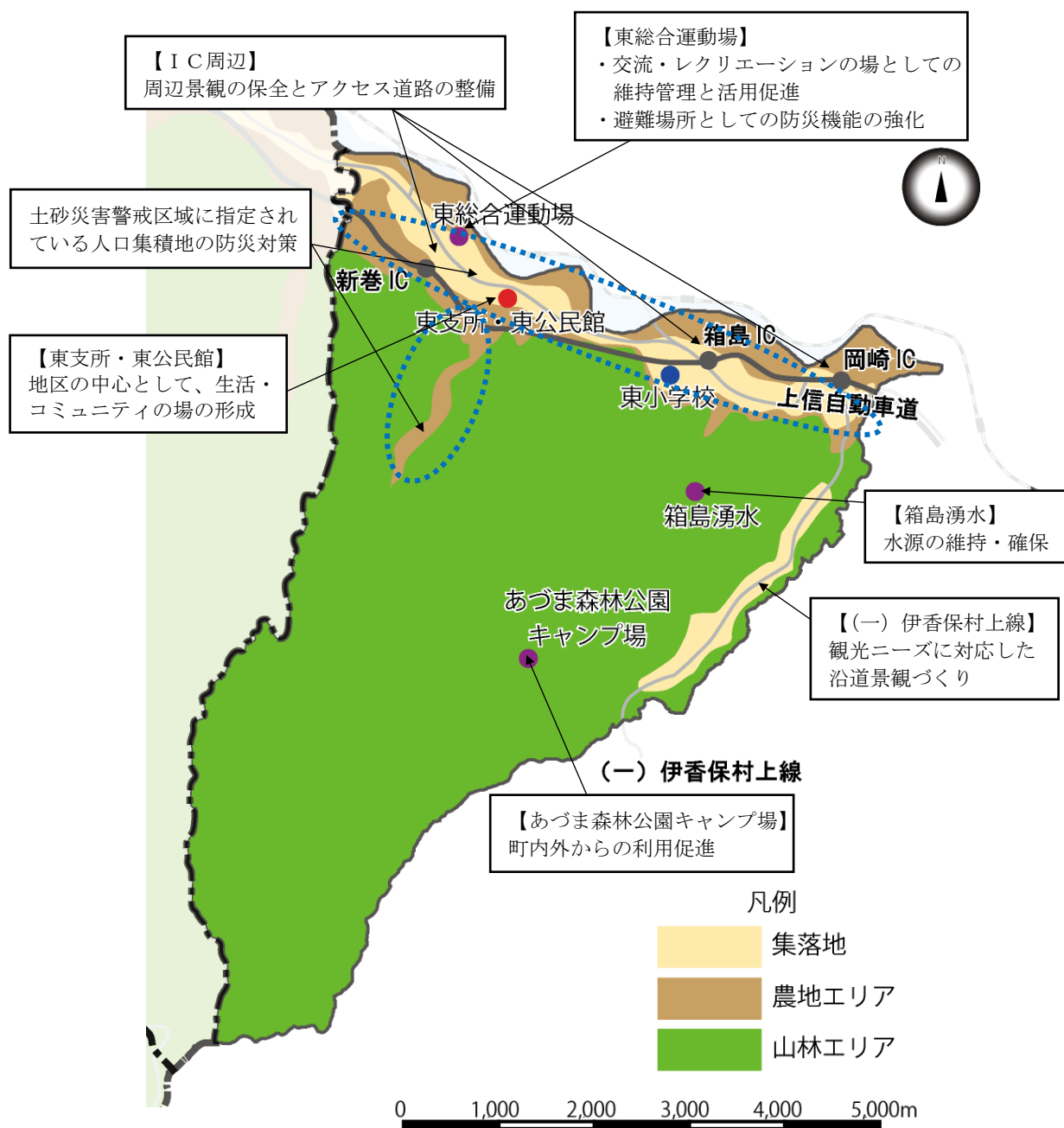


図 5-8 地区方針図 (東)

(2) 太田地区

① 目標像

山林の緑と水辺に親しみ 田園風景と共に生きるまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した居住環境の維持に努めます。
- 太田公民館・太田小学校等の公共施設を拠点として、生活・地域コミュニティの中心となる場の形成を図ります。
- 公共交通ネットワークの充実により、生活利便性の向上に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 上信自動車道の供用開始に併せて、植栗・中之条 I C へのアクセス道路の整備を進めます。
- 上信自動車道の整備にあわせて、中之条市街地への交通量増加が見込まれることから、都市計画道路「3・4・3 植栗線」(一) 植栗伊勢線の未整備区間の早期整備を要請していきます。
- 集落地では、生活道路における狭隘道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。
- 地区の主要な幹線道路のうち、土砂災害等の危険が予測される箇所については、必要に応じて整備・改良を要請します。また、生活道路においても、避難路の通行を確保できるよう、沿道建築物の耐震化等の防災対策に努めます。
- 公共交通が不便な地域については、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。

<公園・緑地>

- 岩井親水公園は、水と緑に親しむ空間として、適切な維持管理と利用促進を図ります。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市景観の方針

- 山林の適切な管理により、良好な自然景観・里山景観を保全します。
- 上信自動車道 I C（植栗・中之条 I C）周辺は、法規制などに基づき、I C整備後も良好な田園及び集落景観が保全されるよう努めます。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

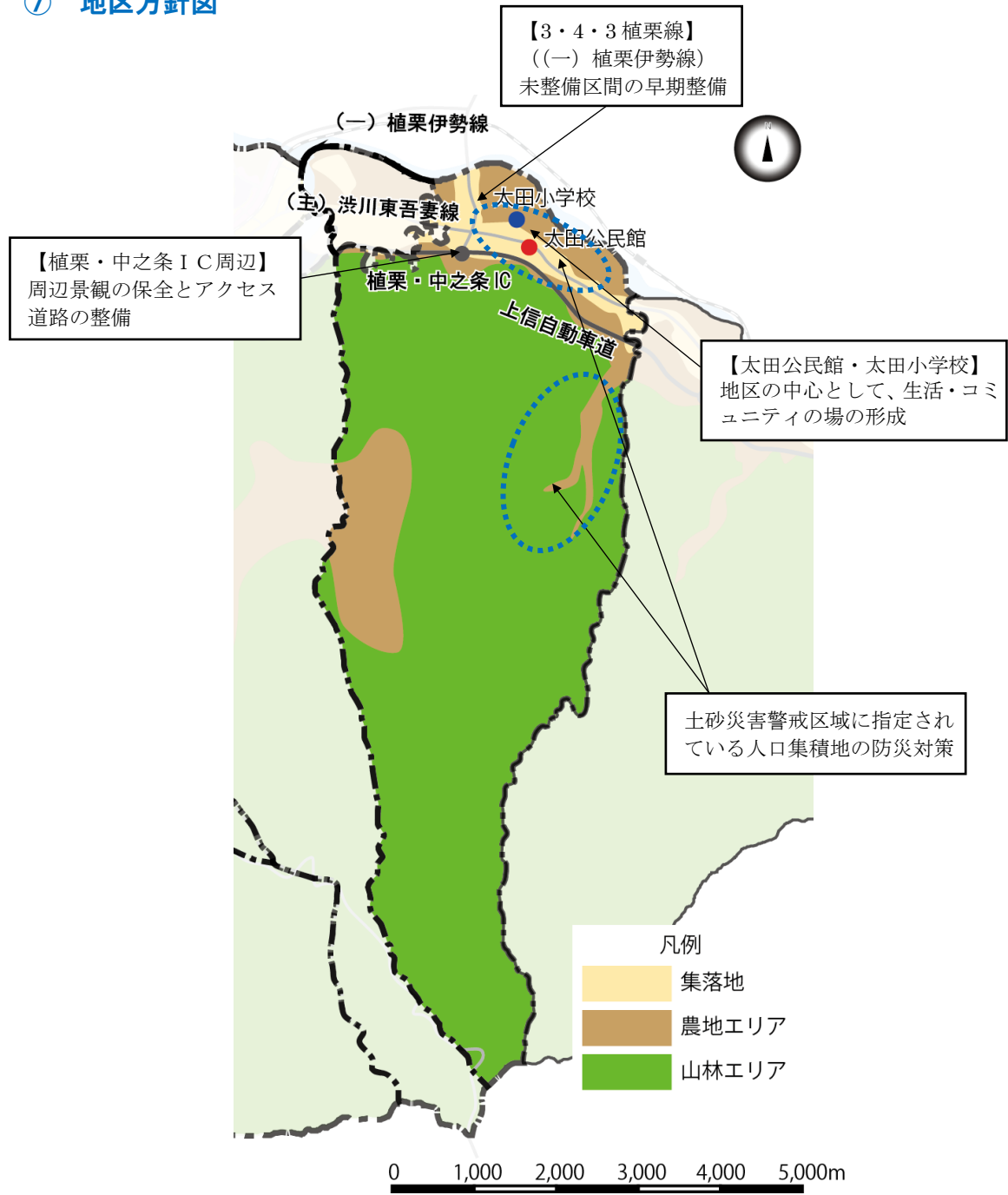


図 5-9 地区方針図 (太田)

(3) 原町地区

① 目標像

岩櫃山にいだかれた 自然と観光の交流のまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した居住環境の維持に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図るとともに、本町を代表する観光資源でもある岩櫃山については、観光・レクリエーションの場としての活用と利用促進を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 集落地では、生活道路における狭隘道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。また、災害時における避難路の通行を確保できるよう、沿道建築物の耐震化等の防災対策に努めます。
- 公共交通が不便な地域については、公共交通ネットワークの見直しによる解消と、学校などの公共施設や市街地との連携強化を図ります。

<その他>

- 町を代表する観光資源である岩櫃山は、町外からの来訪者に向けた情報提供の充実に努めます。
- いわびつ体験農園は、農業を通じて本町の魅力に触れることができる場として、情報提供等の充実により町内外からの利用を促進します。
- 岩櫃山登山道などの既存のレクリエーション資源は、必要に応じて適切な整備を行うとともに、関係団体等と連携して周知・活用を図ります。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市景観の方針

- 特色ある景観を形成している岩櫃山は、道路や鉄道沿線からの景観など、広域的な眺望を意識した眺望景観の確保を図ります。
- 山林の適切な管理により、良好な自然景観・里山景観を保全します。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

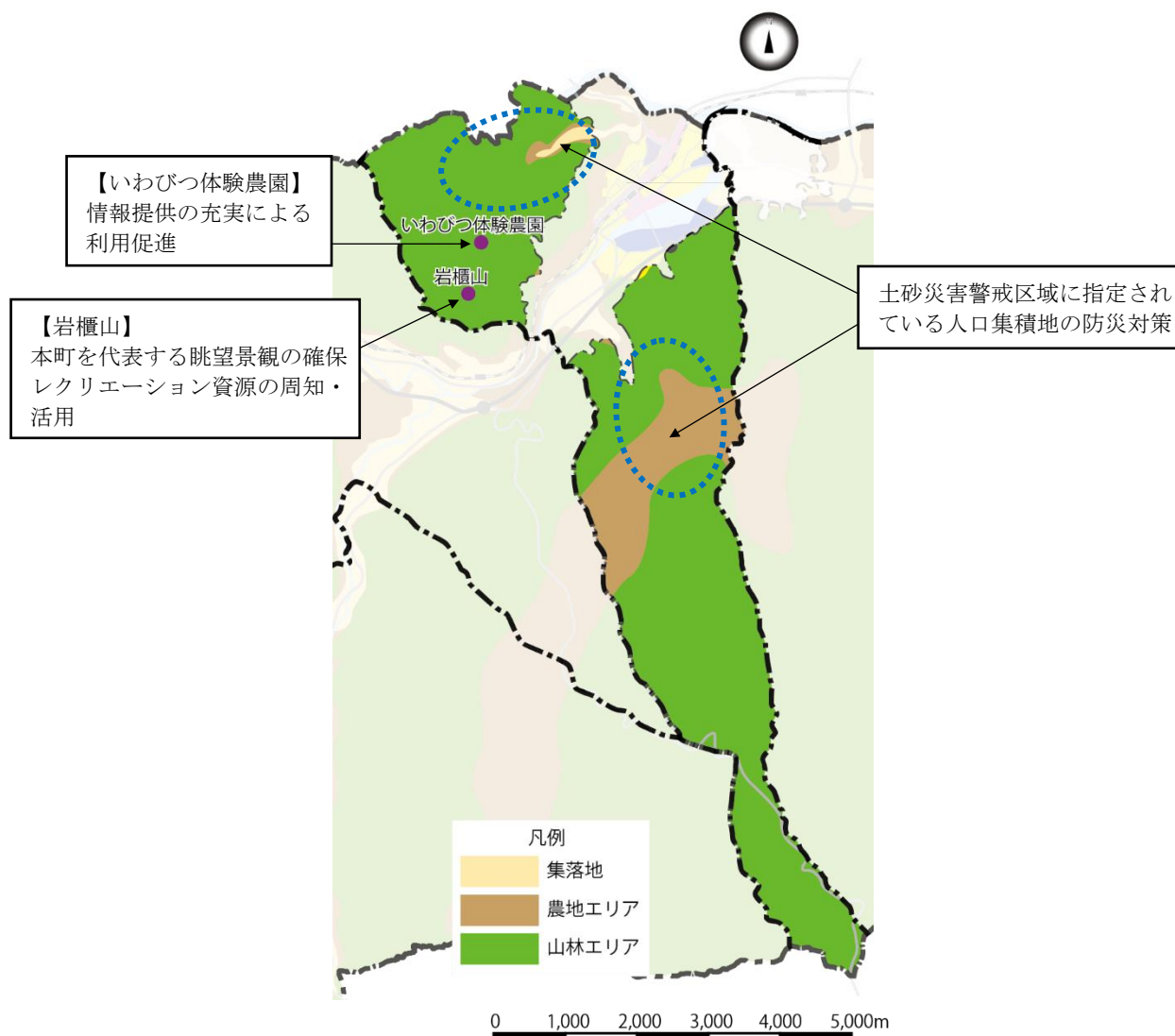


図 5-10 地区方針図 (原町)

(4) 岩島地区

① 目標像

吾妻峡の自然と古（いにしえ）からの歴史にふれあう 出会いと交流のまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した居住環境の維持に努めます。
- 岩島公民館・岩島小学校などの公共施設を拠点として、生活・地域コミュニティの中心となる場の形成を図ります。
- 公共交通ネットワークの充実により、生活利便性の向上に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 上信自動車道の供用開始に併せて、地区内 I C 等へのアクセス道路の整備を進めます。
- 集落地では、生活道路における狭隘道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。
- 地区の主要な幹線道路のうち、土砂災害等の危険が予測される箇所については、必要に応じて整備・改良を要請します。また、生活道路においても、避難路の通行を確保できるよう、沿道建築物の耐震化等の防災対策に努めます。
- 国道 145 号は、災害時における広域的な防災ネットワークの役割を担っていることから、地すべり、がけ崩れなどの発生が予想される箇所は、必要に応じて整備・改良を要請します。
- 地区内には、J R 吾妻線の 3 駅が位置しており、路線バス等との連携により公共交通ネットワークの強化を図り、利便性の向上と利用促進を図ります。
- 公共交通が不便な地域については、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。

<公園・緑地>

- あがつまふれあい公園は、水と緑に親しむ空間として、情報提供の充実等により町内外からの利用を促進します。

<その他>

- 国の指定を受けた名勝地でもある吾妻峡は、町外からの来訪者に向けた情報提供の充実に努めるとともに、良好な景観形成及び環境の維持・保全を図ります。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市景観の方針

- 吾妻峡は、広域的な眺望を意識した眺望景観を確保するとともに、その景観を感じられる遊歩道の整備や情報提供の充実により、観光客等の来訪者の利用を促進します。
- 神代杉や地域の歴史を伝える四戸の古墳群といった地域資源は、地域固有の景観資源として、保全・活用を図ります。
- 山林の適切な管理により、良好な自然景観・里山景観を保全します。
- 上信自動車道 I C 等（厚田 I C、岩下交差点、松谷東交差点、吾妻溪谷入口交差点、雁ヶ沢ランプ）周辺は、法規制などに基づき、I C 整備後も良好な田園及び集落景観が保全されるよう努めます。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

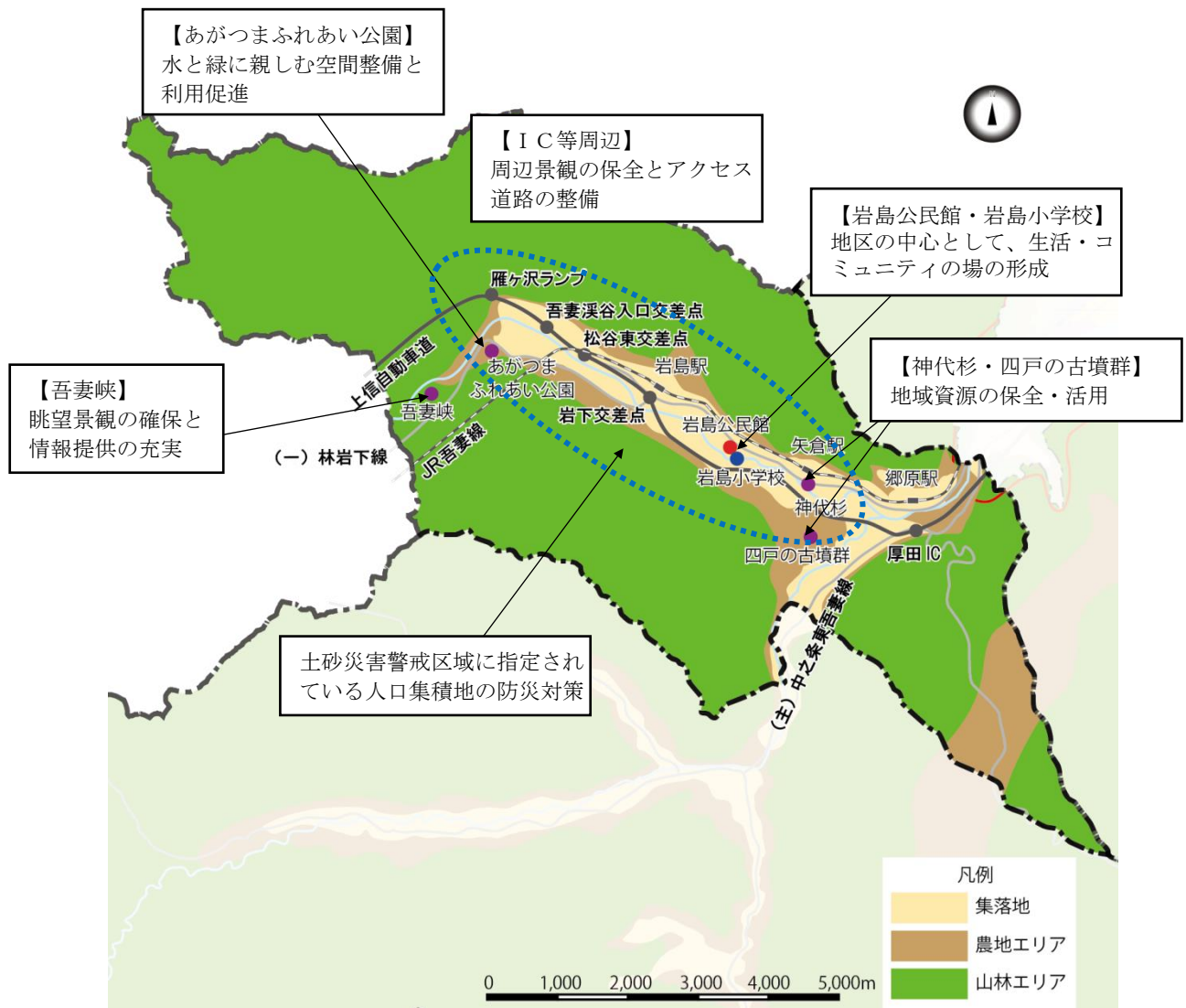


図 5-1 1 地区方針図 (岩島)

(5) 坂上地区

① 目標像

街道のまちなみと史跡が物語る 受け継がれてきた歴史のまち

② 土地利用の方針

<集落地>

- 周辺の田園や山林などの豊かな自然環境と共生した居住環境の維持に努めます。
- 坂上公民館・坂上小学校などの公共施設を拠点として、生活・地域コミュニティの中心となる場の形成を図ります。
- 公共交通ネットワークの充実により、生活利便性の向上に努めます。

<農地エリア>

- 一団の農地は、本町を特徴づける豊かな自然環境・田園景観として、維持保全に努めます。

<山林エリア>

- 豊かな自然環境を形成する山林は、法規制などに基づき、維持保全を図ります。

③ 都市施設の整備方針

<道路・交通>

- 集落地では、狭隘道路の解消や防犯灯の適切な設置等を推進します。
- 地区の主要な幹線道路のうち、土砂災害等の危険が予測される箇所については、必要に応じて整備・改良を要請します。また、生活道路においても、避難路の通行を確保できるよう、沿道建築物の耐震化等の防災対策に努めます。
- (一) 川原畑大戸線から長野原町へアクセスする大柏木トンネルについて、早期の供用開始を要請します。また、トンネルの供用開始に併せて、国道 406 号の改良についても要請します。
- 公共交通が不便な地域においては、公共交通ネットワークの見直しにより解消を図ります。

<公園・緑地>

- 温川キャンプ場は、自然に親しむレクリエーション空間として、町内外からの利用を促進します。

④ 都市環境の方針

- 住民との協働により、周辺の自然環境の保全に努めます。

⑤ 都市景観の方針

- 山林の適切な管理により、良好な自然景観・里山景観を保全します。
- 歴史的な景観資源である大戸関所跡や仙人窟、古くから形成されている須賀尾集落及び大戸集落のまちなみ景観等は、貴重な景観資源として保全・活用に努めます。

⑥ 防災の方針

- 土砂災害警戒区域が指定されている人口集積地の防災対策を促進します。

⑦ 地区方針図

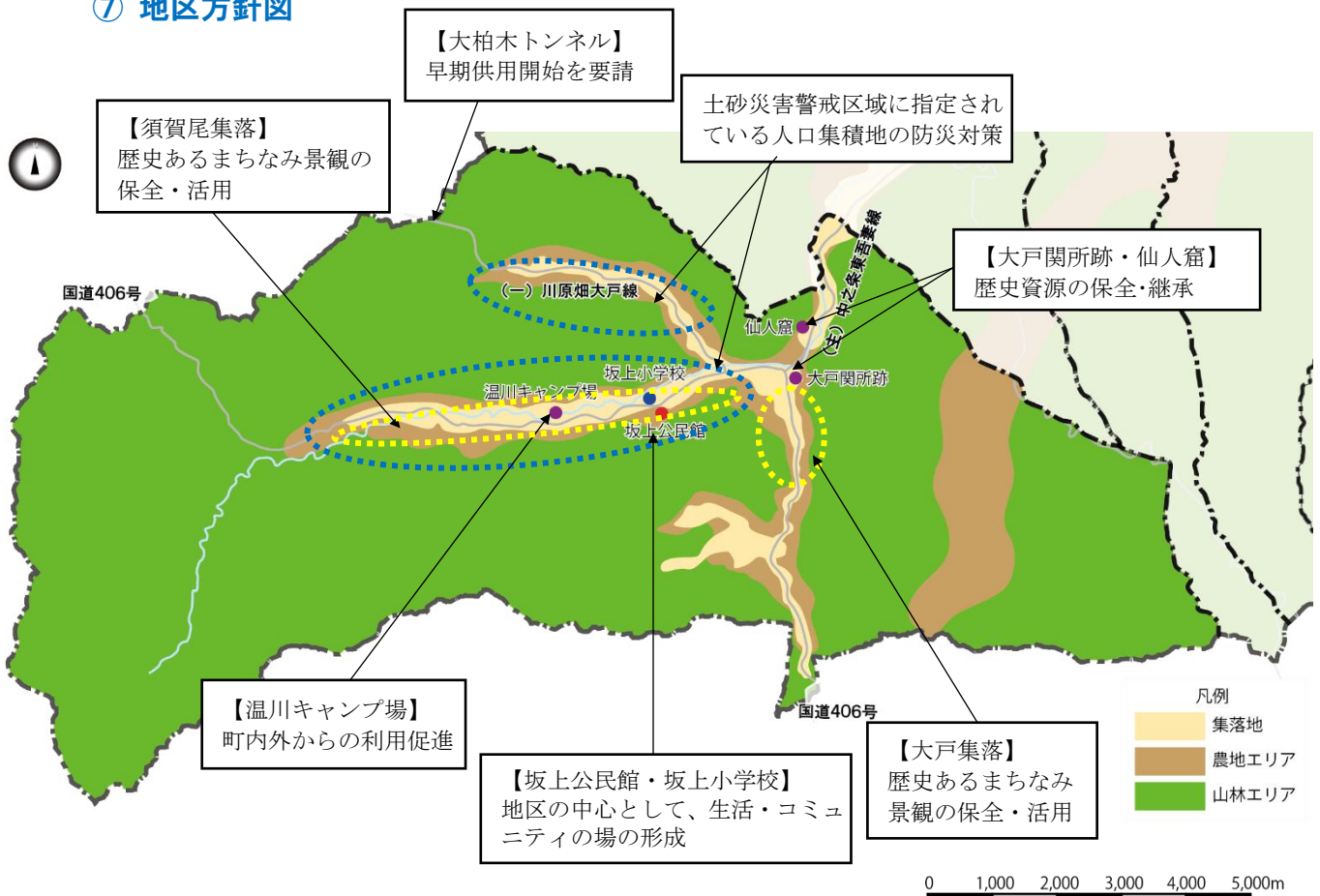


図 5-12 地区方針図 (坂上)

第6章 今後のまちづくりの推進に向けて

6-1 推進体制の構築

本計画では、将来都市像「自然ゆたかなみんなのふるさと 世代を超えていきいきと暮らせる 交流のまち」を実現するための基本目標のひとつに、「住民が主体となった持続可能なまちづくり」を掲げており、今後のまちづくりは、町民が主体となって進めていくことを目指しています。

町民主体のまちづくりを進めていくためには、それを支える、地域団体や本町に関わる事業者、大学、そして行政との連携・協力を欠かすことができません。

そのため、町民を始め、それぞれが各々の役割を認識し、連携・協力のための体制を構築することで、町民主体のまちづくりを推進していきます。

① 町民・地域団体の役割

町民は、自らの生活の場である本町のまちづくりの主役であり、担い手であることを認識し、本計画の実現による住みよいまちづくりに向けて、地域活動やまちづくり活動への参加・協力等、主体的に活動することが求められます。

また、町民が主体となり構成される地域団体は、町民や町、事業者と連携のもと、まちづくり活動に取り組むことが求められます。

② 事業者の役割

本町内で事業を行う者は、まちづくりを担う一員であることを認識し、事業を通じた雇用創出と地域経済の活性化の貢献が求められます。

また、町民や町との連携・協働により、地域活動やまちづくり活動への参加・協力が求められます。

③ 大学の役割

本町と連携協力に関する包括協定を締結している東洋大学は、本町を研究の対象とすることによる新たな知見の発見や、そのような知見・専門的知識を活かしたまちづくりへの貢献等が期待されます。

④ 行政の役割

町は、具体的な事業の実施主体であることから、総合的な視野を持ったまちづくりのまとめ役としての役割を担います。そのため、各関係機関との連携・調整や分野を横断したプロジェクトチームを結成する等、庁内体制の強化を行います。

また、まちづくりに関する情報について、積極的な情報提供を行うとともに、町民意向の反映や参加の機会の提供等、まちづくりに関する活動を促進するための支援や啓発活動を推進します。

まちづくりの実現に向けて、必要に応じて各関係機関との調整や事業の推進について、県に要請を行います。

6-2 事業手法の活用

本計画で位置づけた取り組みについて、都市計画分野の事業手法を中心に、国や県の様々な制度を活用することで着実に推進します。

また、地域住民や事業者など、関連する様々な主体との協働により事業を推進します。

【都市計画分野の主な事業】

① 将来都市構造の実現に向けた都市計画の見直し

本計画で位置づけた土地利用の方針や道路・交通等の整備方針を推進するため、地域地区（用途地域）の見直しを検討します。

また、本町内の各地区や周辺市町村との連携交流の軸として、未着手の都市計画道路については、早期整備を要請するとともに、より実現性を高めるため計画の見直しを検討します。

② 公共交通ネットワークの見直し

公共交通を担う事業者や地域公共交通活性化協議会との連携のもと、公共交通不便地域の解消に向け、ネットワークの再構築を検討します。

また、町民及び来町者へ、積極的な公共交通の利用を呼びかけ、現在の公共交通ネットワークが維持されるように利用を促進します。

③ 良好な自然景観や歴史景観の保全・創出のための制度設計

本町が有する良好な自然景観や、大戸・須賀尾集落の街並みなどの特色ある景観を将来に渡って保全し、また、新たな本町らしい景観を創出していくため、景観法に基づく景観計画や景観条例を策定する等、保全・創出のための制度設計に取り組みます。

④ 持続可能な都市経営に向けた制度の活用

国は、人口の急激な減少と高齢化を背景として、今後のまちづくりについては、高齢者や子育て世代にとって、安心して健康で快適な生活環境を実現できる「持続可能な都市経営」を市町村に求めています。

その実現手法として、都市再生特別措置法第 81 条により、立地適正化計画が制度化され、市町村が作成することができることとなりました。

今後は、事業の優先順位を付けながら、将来都市像を実現するための手段として、制度の活用を検討します。

【関連分野の主な事業】

⑤ 旧町役場庁舎跡地のあり方の検討

町役場の移転によって空地となる旧町役場庁舎跡地は、町民が集い活動できる「にぎわいと交流の拠点」としての位置づけのもとに、町民の意見・意向を踏まえながら検討します。

⑥ 空き家の適正管理に向けた支援

本町はこれまで、「東吾妻町空家等対策計画」を策定した他、町の独自事業として、空き家の除却等に対して支援策を講じてきました。

今後も、引き続き支援に取り組むとともに、より対策を進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」にもとづく制度の活用や、支援制度の拡充などを検討します。

6-3 計画の進行管理

本計画で定めた将来都市像を実現するには、計画に基づく、着実な取り組みが欠かせません。

計画的かつ効果的に取り組むため、都市構造の状況を把握する都市計画基礎調査の実施時期とあわせて、5年毎に位置付けられた事業の進捗状況を確認します。

計画内容については、事業の進捗状況や、社会情勢・上位計画等の変化を鑑みながら、適宜見直しを行うこととします。

今後は、これらをもとに、「事業の実施」「進捗状況の確認」「計画・事業の見直し」を行いながら、計画の進行を管理していきます。

東吾妻町都市計画マスタープラン

平成 31 年（2019 年）3 月

発行：東吾妻町建設課

〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046

電話 0279-68-2111

